

參考資料

平成20年8月

## マンションの再生を支援する制度に関する アンケート調査へのご協力をお願い

財団法人まちみらい千代田

残暑の候、皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

まちみらい千代田では、区民の8割が住むマンションの良好な維持管理や地域の交流を積極的に支援しています。その一環として、平成15年度にマンション実態調査を実施しましたが、調査後5年が経過し、建替えや新築された物件も増えてまいりました。この度、改めてアンケート調査を実施し、現状を把握させて頂くことにいたしました。

千代田区では、築30年を経過した分譲マンションが60棟以上あり、10年後には200棟に達する状況となっており、マンションの大規模修繕や建替え更新が喫緊の課題となっています。そのため、マンションの再生に係る各種支援制度についてのアンケートも併せて実施し、制度の充実を図ることといたしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、マンションの個人情報については、その取り扱いを十分に配慮し、当財団のマンション支援の活動以外の目的には一切使用いたしません。

また、マンション再生に係る支援制度についてのアンケート結果については、制度の充実に向けた検討資料として活用し、ご協力頂いたマンション管理組合等に対しては、後日、調査結果をご報告させていただきます。

ご質問や不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

財団法人 まちみらい千代田 居住支援グループ 小林、堀切

電話 03-3233-3223、FAX 03-3233-7557

※財団法人まちみらい千代田は、千代田区が、平成17年4月1日に財団法人千代田区街づくり推進公社、財団法人千代田コミュニティ振興公社、財団法人ちよだ中小企業センターが統合して設立した法人で、マンション支援を始めとしたまちづくりや商工・観光振興の施策分野の総合力で、区政と区民のくらしのサポートを行っております。

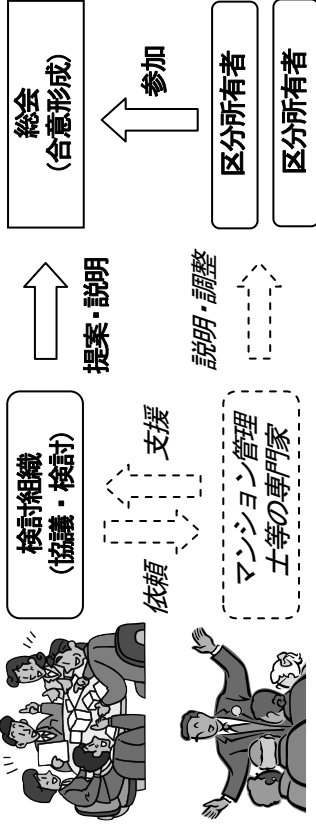
## マンションの再生を支援する制度に関するアンケート調査(分譲)

平成20年9月10日(水)までにポストに投函ください。

### 大規模修繕工事・長期修繕計画についてお答えください。

#### 情報メモ① 大規模修繕工事について

大規模修繕工事は、屋上防水・外壁塗装・鉄部塗装・給排水管等、概ね10～12年周期で実施する建物全体に係わる修繕工事です。実施に向けては、区分所有者間の合意形成や工事費用の資金調達等多くの課題をクリアすることが求められます。



そのため、実施にあたっては、管理組合の中に検討組織を設置して、業者に調査や見積を依頼して、修繕内容や資金調達の方法等検討し、工事を依頼する業者の選定を行うことが一般的ですが、改修の必要性や工事費用の妥当性が判断できないこと等から、管理組合によっては、専門的等なアドバイスをを行うとともに区分所有者等の意見を調整して計画をまとめる役割を担うマンション管理士や一級建築士等の専門家を導入することもあるようです。

#### 問1 これまでに大規模修繕工事を行ったことがありますか。(1つに○)

7. ある  1. ない

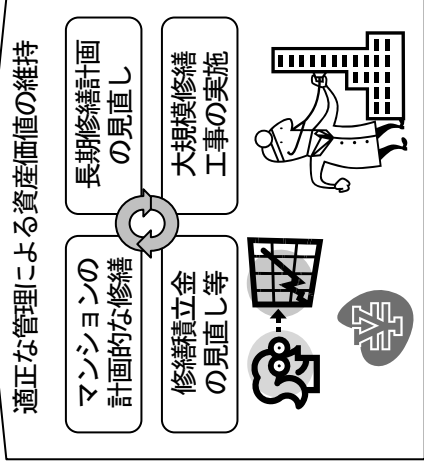
#### 問2 大規模修繕工事の実施回数と実施箇所をお教えてください。(1つに○)

実施回数	( ) 回
実施箇所 (1回でも実施したものに○)	1. 外壁塗装 2. 鉄部等塗装 3. 給水管 4. 排水管 5. 受水槽 6. エレベーター 7. 共用部バリアフリー化 8. その他 ( ) 9. 屋上防水 10. 電気設備 11. 機械式駐車場

#### 情報メモ② 長期修繕計画について

建物は時間が経てば劣化してきます。そのため、建物を適正に維持管理するためには、修繕の時期や内容、費用等を長期的な視点で想定した長期修繕計画を定めた上で、修繕工事の実施に向けた合意形成や修繕立金の見直し等の準備を行い、計画的に修繕工事を行っていくことが必要となります。

また、計画を作成した後、予定していない新たな修繕が必要になったり、工事費の変動等によって予算が足りなくなったりするため、一般的には概ね3～5年毎に計画の見直しを行うことが望ましいと言われています。



#### 問3 修繕積立金の不足が大規模修繕工事を実施することの障害となることが多いと言われています。修繕積立金は足りていますか。(1つに○)

7. 十分足りている  4. 足りている  7. 不足している  8. 積立っていない

#### 問4 修繕積立金はいくら集めていますか。(1つに○)

7. 5,000円未満  4. 5,000円以上10,000円未満  7. 10,000円以上15,000円未満   
 8. 15,000円以上20,000円未満  9. 20,000円以上25,000円未満  10. 25,000円以上30,000円未満   
 11. 30,000円以上

#### 問5 現在の修繕積立金どのように決めましたか。(1つに○)

7. 長期修繕計画に基づいて決定  4. 管理費の何%という方法で決定   
 8. 他の事例を参考に決定  9. 分譲時に販売会社等が決定したまま   
 10. どのように決めなかったか分からない  11. その他 ( )

#### 問6 長期修繕計画を作成されていますか。(1つに○)

7. 作成済み  4. 作成中   
 8. 作成しているかわからない  9. 作成していない  【⇒問8へ】

#### 問7 長期修繕計画は概ね5年毎に見直すことが望ましいと言われていますが、どのように対応されていますか。(1つに○)(答えたら⇒問9へ)

7. 概ね5年程度で見直している  4. 5年を限度に必要があれば即時見直している   
 8. 期限を定めず必要に応じて見直している  9. 見直しは行っていません

#### 問8 長期修繕計画を作成していない理由をお教えてください。(該当するもの全てに○)

7. 長期修繕計画の存在を知らなかった、作成の必要性を感じない   
 8. 区分所有者間で作成の合意がとれていないから   
 9. どのように進めればいいのか分からないため   
 10. 計画を作成する費用がないため (どのぐらい費用がかかるかわからないため)   
 11. その他 ( )

#### 情報メモ③ 長期修繕計画に対する支援制度

##### ■マンション計画修繕調査費助成制度(財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・建物の防水、壁面、設備等に関する調査にかかる費用に対する助成

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

#### 問9 マンション計画修繕調査費助成制度のご存知でしたか。(1つに○)

7. 利用したことがある  4. 今後利用したいと考えている   
 8. 知っているが利用したいと思わない  9. 知らない

**問 10 マンション計画修繕計画費が特別にどのような改善が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 助成率のアップ  
イ. 上限額のアップ  
ウ. その他 ( )

**問 11 今後、大規模修繕工事を行う際の問題とならぬと思われることは何ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 修繕内容の決定・選択  
イ. 資金調達 (積立金不足、借入れ等)  
ウ. 施工業者等の選定  
エ. 区分所有者間の合意形成  
オ. 理事会の決定方式  
カ. 管理会社まかせ (管理組合独自で判断できない)  
キ. 修繕工事の進め方がわからない  
ク. その他 ( )

**情報メモ④ 大規模修繕工事に対する支援制度**

■ マンション修繕工事費債務保証料助成制度 (財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
内容	・工事費用の融資に必要な債務保証にかかる費用に対する助成

■ マンション改良工事助成 (東京都)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
内容	・工事費用の融資にかかる利子に対する助成

■ 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度 (財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター)

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意団体
内容	・有料で専門家を派遣してもらい建替えや改修に関する説明 (Aコース) や計画案 (Bコース) の提案を受けられる制度

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

**問 12 マンション修繕工事費債務保証料助成制度のことをご存知でしたか。(1つに○)**

- ア. 利用したことがある  
イ. 今後利用したいと考えている  
ウ. 知っているが利用したいと思わない  
エ. 知らない

**問 13 マンション修繕工事費債務保証料助成制度についてどのような改善が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 上限額のアップ  
イ. 住民登録率による補助率の緩和  
ウ. 条件の緩和 (8年以内1回等)  
エ. その他 ( )

**問 14 マンション改良工事助成のことをご存知でしたか。(1つに○)**

- ア. 利用したことがある  
イ. 今後利用したいと考えている  
ウ. 知っているが利用したいと思わない  
エ. 知らない

**問 15 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度のことをご存知でしたか。(1つに○)**

- ア. 利用したことがある  
イ. 今後利用したいと考えている  
ウ. 知っているが利用したいと思わない  
エ. 知らない

**問 16 大規模修繕工事の実施についてどのような支援が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 信頼できる施工業者等の情報提供  
イ. 相談窓口における技術的なアドバイス  
ウ. 相談窓口における資金調達に対するアドバイス  
エ. セミナーの開催 (大規模修繕の実例や注意や注意点等の紹介)  
オ. 大規模修繕の実施例等の情報提供  
カ. アドバイザー派遣 (制度等の説明、検討案の提案～短期的支援)  
キ. コンサルタント派遣 (会議運営、計画検討、対外調整まで含めた継続的支援)  
ク. 資金調達に対する債務保証にかかる費用の一部助成  
ケ. 資金調達にかかる利子の一部助成  
コ. 大規模修繕工事にかかる費用の一部助成  
サ. 土地・建物の権利を担保にした借入れの制度 (リバースモーゲージ) の導入  
シ. 住替えを希望するものへの情報提供  
ス. その他 ( )

**建替えについてお答えください。**

**情報メモ⑤ 建替えについて**

マンションも建ててから時間が経つと、建物の強度が低下したり、設備が老朽化して機械の故障や水漏れ等の事故が頻繁におこるようになっていきます。また、老朽化しているマンションの中には耐震性能が低いものやエレベーターがない等の問題を抱えたものもあります。



このような状況になれば、「建替え」を行うか「改修」して住み続けるか、それぞれのメリット・デメリットを十分に検討して選択する必要があります。

また、建替えを実現するには、区分所有者間の合意形成が必要となります。そのためは、計画案を検討して、「建替え後にどの程度の広さを確保できるか」、「どの程度の費用がかかるか」を把握し、それぞれが将来設計を考えた上で、意見をまとめていく必要があります。

**問 17 これまでに建替えについて検討したことがありますか。(1つに○)**

- ア. 検討中である  
イ. 検討して実施予定である  
ウ. 検討したが実施に至らなかった  
エ. 検討はしたことがない 【⇒問 19 へ】



**問 18 建替えを検討したきっかけをお教えください。(該当するもの全てに○)**

- ア. 築年数が古いから
- イ. 管理会社からの建替えを進められた
- ウ. 耐震性に問題があることがわかった
- エ. 建設会社等から建替えの提案があった
- オ. エレベーターがない等改修では対応が難しい
- カ. 検討したら改修よりも費用対効果が高かった
- キ. その他 ( )

**問 19 建替えを実施するにあたって、どのような問題が発生すると思えますか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 建替えと改修で意見がわかれてまとまらない
- イ. 容積率に余裕がなく大きく建替えて余分な床を売却することができないため費用負担が大きい
- ウ. 建設費を負担できない区分所有者がいる
- エ. 現在の建物が既存不適格であるため建替え後に希望する広さを確保できない
- オ. 高齢者が多く建替えまで考えていない人が多い
- カ. 賃貸化が進んでおり建替えを希望していない人が多い
- キ. 建替え費用の資金調達が難しい
- ク. 実施できるかわからない中では建替えを検討する費用を負担することには理解が得られない
- ケ. 建替え中の仮住居の確保等が難しい、移転に対する不安が高まる
- コ. 建替え後に管理費が増加等することについて理解が得られない
- サ. 区分所有者間で費用負担等の公平さが確保されているかについて不信感が高まる
- シ. 住替え（転出）を希望するものができてきても転居先を紹介できない
- ス. 建設会社や不動産事業者の主導で事業が進み権利が守られるか不安が高まる
- セ. その他 ( )

**情報メモ⑥ 建替えの方法**

区内のマンションの多くは、容積率に余裕がなく大きく建替えて余分な床を売却することにより費用負担を軽減することができません。また、既存不適格の建物では、建替える際に現在の法規に則って建替える必要があり、現在の広さを確保できないことがあります。このようなマンションの建替えは多くの困難が予想されますが、以下のような工夫で建替えを有利に進められる可能性があります。

方法	(1)隣地買い・共同建替え	(2)連担建築物設計制度	(3)総合設計制度
スケール	隣接地との敷地群で対応	隣接地との敷地群で対応	同一敷地で対応
方法の概要とイメージ	隣地を購入して敷地を拡大、または隣地の所有者と共同化して建替え	隣地で使っていない容積率を購入、その分を敷地で活用して建替え	敷地に空地を確保して容積の割増しを受け、それを活用して建替え
(現況)	マンション 隣地建物	余剰分購入	容積割増

資料：国土交通省資料

**問 20 検討にいたらぬ理由をお教えください。(該当するもの全てに○)**

- ア. 改修で十分対応できるから
- イ. 意見がわかれてまとまらないため
- ウ. 区分所有者の意欲や関心が低い
- エ. 年輪的に検討できないものが多い
- オ. 賃貸化が進んでおり関心が低い
- カ. 建替えを検討する費用が負担できなかつた
- キ. 容積率に余裕がなく費用負担が多いため
- ク. 既存不適格で希望の広さが確保できない
- ケ. 隣接地との共同建替え等も難しい
- コ. みんなを引っ張るリーダーがい
- サ. 専門家の力不足
- シ. その他 ( )

**情報メモ⑦ 建替えに対する支援制度**

■ マンション建替え等検討調査費助成制度 (財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・ 区分所有者の1/2以上の者により組織する団体
対象項目	・ マンション建替え等検討調査の委託や勉強会等の開催にかかる費用に体する助成

■ 再開発・共同建築等組織助成制度 (財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・ 再開発を行う組織、共同建築を行う組織 等
対象項目	・ 組織の運営に関して必要な調査研究や街づくり活動にかかる費用に対する助成

■ 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度 (財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター) 再掲

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

**問 21 マンション建替え等検討調査費助成制度のご存知でしたか。(1つに○)**

- ア. 利用したことがある
- イ. 今後利用したいと考えている
- ウ. 知っているが利用したいと思わない
- エ. 知らない

**問 22 マンション建替え等検討調査費助成制度についてどのような改善が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

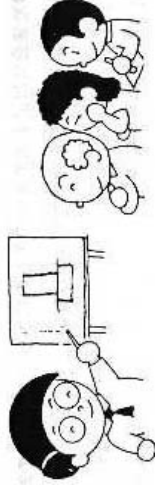
- ア. 助成対象の拡大 (〇〇名以上の区分所有者)
- イ. 助成率のアップ
- ウ. 上限額のアップ
- エ. 条件の緩和 (建設後 25 年以上等)
- オ. その他 ( )

**問 23 再開発・共同建築等組織助成制度のご存知でしたか。(1つに○)**

- ア. 利用したことがある
- イ. 今後利用したいと考えている
- ウ. 知っているが利用したいと思わない
- エ. 知らない

**問 24 再開発・共同建築等組織助成制度についてどのような改善が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 助成額の上限のアップ
- イ. 助成期間の延長
- ウ. その他 ( )





**問25 建替えの実態についてどのような支援が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 信頼できる専門家等の情報提供
- イ. 相談窓口における技術的なアドバイス
- ウ. 相談窓口における資金調達に対するアドバイス
- エ. セミナーの開催 (建替えの進め方や成功事例等の紹介)
- オ. 建替えの成功事例等の情報提供
- カ. 建替えを検討する費用に対する一部助成
- キ. アドバイザー派遣 (制度等の説明、検討案の提案～短期的支援)
- ク. コンサルタント派遣 (会議運営、計画検討、対外調整まで含めた継続的支援)
- ケ. 建替えにかかる費用に対する一部助成
- コ. 資金調達に対する債務保証にかかる費用の一部助成
- サ. 資金調達にかかる利子の一部助成
- シ. 土地・建物の権利を担保にした借入れの制度 (リバースモーゲージ) の導入
- ス. 住替え (転出) を希望するものへの情報提供
- セ. 都営住宅を活用した建替え中の仮住居の提供
- ソ. その他 ( )

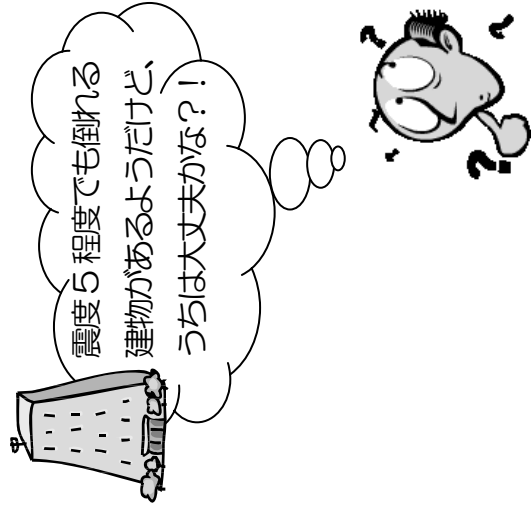
**耐震診断・耐震改修についてお答えください。**

**情報メモ⑧ 耐震改修の促進について**

平成18年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、千代田区でも、昨年度、大地震等による被害から区民の生命・財産を守るため、区内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めることを目的とした「千代田区耐震改修促進計画」を策定しました。

計画では、平成27年度までに住宅の耐震化率の目標を95%にすることを目標としており、その目標を実現するため、今年度から「千代田区マンション耐震化促進事業」をスタートし、これまでのマンションの耐震化に対する支援制度を充実して、「耐震診断」、「補強設計」、「耐震改修」に対する支援を行っています。

皆さんもこれを契機に、マンションの耐震化に取り組んでみてはどうでしょうか？



**問26 あなたのマンションは耐震診断を実施していますか。(1つに○)**

- ア. 既に耐震診断は実施済みである
- イ. 耐震診断を実施する予定はない
- ウ. 耐震診断を実施する予定である

**情報メモ⑨ 耐震診断・改修に対する支援制度**

**□マンション耐震診断助成 (千代田区)**

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・耐震改修に関する調査等や耐震改修促進法に基づく地震に対する安全性の評価にかかわる費用に対する助成

**□マンション補強設計助成 (千代田区)**

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要な場合の補強設計にかかる費用に対する助成

**□マンション耐震改修等助成 (千代田区)**

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合の耐震改修等にかかる費用に対する助成

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

**問27 新たに千代田区マンション耐震改修促進事業ができたことを知っていますか。(1つに○)**

- ア. 内容まで概ね知っている
- イ. 制度は知っている
- ウ. 全く知らない

**問28 マンションの耐震化についてどのような支援が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 信頼できる専門家等の情報提供
- イ. 相談窓口での耐震改修に関するアドバイス
- ウ. セミナーの開催 (耐震改修に関する説明等)
- エ. 耐震診断にかかる費用に対する助成
- オ. 耐震設計にかかる費用の助成
- カ. 耐震改修にかかる費用の一部助成
- キ. 土地・建物の権利を担保にした借入れの制度の導入
- ク. 住替え (転出) を希望するものへの情報提供
- ケ. その他 ( )

**その他 マンションの支援に関する要望やご意見がございましたら、ご自由にお書きください。**

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----



**ご回答ありがとうございます。マンション実態調査のアンケート調査票とともに返信用の封筒に入れて、平成20年9月10日(水)までにポストに投函してください。なお、情報メモについては、アンケートの結果報告と合せてお返します。**



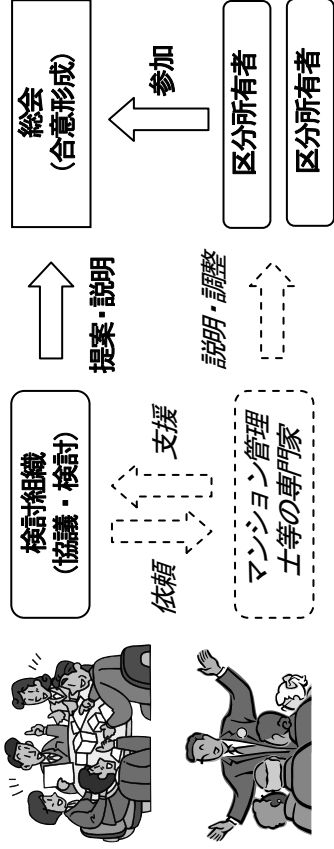
## マンションの再生を支援する制度に関するアンケート調査(賃貸)

平成20年9月10日(水)までにポストに投函ください。

大規模修繕工事・長期修繕計画についてお答えください。

### 情報メモ① 大規模修繕工事について

大規模修繕工事は、屋上防水・外壁塗装・鉄部塗装・給排水管等、概ね10～12年周期で実施する建物全体に係わる修繕工事です。実施に向けては、入居者への説明・対応や工事費用の資金調達等多くの課題をクリアすることが求められます。



そのため、実施にあたっては、業者に調査や見積りを依頼して、修繕内容や資金調達の方法等検討し、工事を依頼する業者の選定を行うことが一般的ですが、改修の必要性や工事費用の妥当性が判断できないうこと等から、専門的なアドバイスを行ってくれるマンション管理士や一級建築士等の専門家を導入することもあるようです。

### 問1 これまでに大規模修繕工事を行ったことがありますか。(1つに○)

7. ある

1. ない

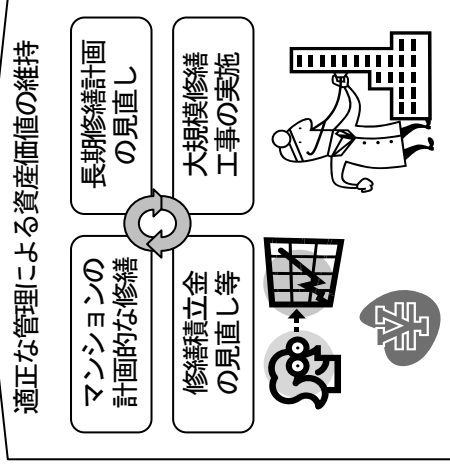
### 問2 大規模修繕工事の実施回数と実施箇所をお教えてください。(1つに○)

実施回数	( ) 回
実施箇所(1回でも実施したものでに○)	1. 鉄部等塗装 2. 外壁塗装 3. 給水管 4. 排水管 5. 受水槽 6. エレベーター 7. 共用部バリアフリー化 8. その他( ) 9. 屋上防水 10. 電気設備 11. 機械式駐車場

### 情報メモ② 長期修繕計画について

建物は時間が経てば劣化してきます。そのため、建物を適正に維持管理するためには、修繕の時期や内容、費用等を長期的な視点で想定した長期修繕計画を定めた上で、修繕工事の実施に向けた合意形成や修繕積立金の見直し等の準備を行い、計画的に修繕工事を行っていくことが必要となります。

また、計画を作成した後も、予定していない新たな修繕が必要になったり、工事費の変動等によって予算が足りなかったりするため、一般的には概ね3～5年毎に計画の見直しを行うことが望ましいと言われています。



### 問3 修繕積立金の不足が大規模修繕工事を実施することの障害となることが多いと言われています。修繕積立金は足りていますか。(1つに○)

7. 十分足りている 1. 足りている 2. 不足している 3. 積立っていない

### 問4 長期修繕計画が作成されていますか。(1つに○)

7. 作成済み 1. 作成中  
 2. 作成しているかわからない 3. 作成していない【⇒問8へ】

### 問5 長期修繕計画は概ね5年毎に見直すことが望ましいと言われていますが、どのように対応されていますか。(1つに○)【答えたら⇒問9へ】

7. 概ね5年程度で見直している 1. 5年を限度に必要があれば即時見直している  
 2. 期限を定めず必要に応じて見直している 3. 見直しは行っていない

### 問6 長期修繕計画を作成・見直しをしていない理由をお教えてください。(該当するもの全てに○)

7. 長期修繕計画の存在を知らなかった、作成の必要性を感じない  
 8. どのように進めればよいかかわからないため  
 9. 計画を作成する費用がないため(どのぐらい費用がかかるかわからないため)  
 10. その他( )

### 情報メモ③ 長期修繕計画に対する支援制度

#### ■マンション計画修繕調査費助成制度(財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・建物の防水、壁面、設備等に関する調査にかかる費用に対する助成

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

### 問7 マンション計画修繕調査費助成制度のことをご存知でしたか。(1つに○)

7. 利用したことがある 1. 今後利用したいと考えている  
 2. 知っているが利用したいと思わない 3. 知らない

### 問8 今後、大規模修繕工事を行う際の問題となると思われることは何ですか。(該当するもの全てに○)

7. 修繕内容の決定・選択 1. 資金調達(積立金不足、借入れ等)  
 2. 施工業者等の選定 3. 入居者への説明・合意形成  
 4. 管理会社任せ(所有者独自で判断できない) 5. 修繕工事の進め方がわからない  
 6. その他( )

**問9 大規模修繕工事の実施についてどのような支援が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 信頼できる施工業者等の情報提供
- イ. 相談窓口における技術的なアドバイス
- ウ. 相談窓口における資金調達に対するアドバイス
- エ. セミナーの開催（大規模修繕の実例や注意点等の紹介）
- オ. 大規模修繕の実施例等の情報提供
- カ. アドバイザー派遣（制度等の説明、検討案の提案～短期的支援）
- キ. コンサルタント派遣（会議運営、計画検討、対外調整まで含めた継続的支援）
- ク. 大規模修繕工事の実施に関する調査にかかる費用の一部助成
- ケ. 資金調達に対する債務保証にかかる費用の一部助成
- コ. 資金調達にかかる利子の一部助成
- サ. 大規模修繕工事にかかる費用の一部助成
- シ. 住替えを希望するものへの情報提供
- ス. その他（ ）

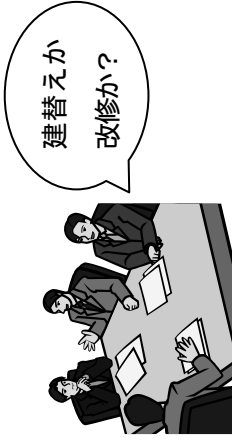
建替えについてお答えください。

**情報メモ④ 建替えについて**

マンションも建ててから時間が経つと、建物の強度が低下したり、設備が老朽化して機械の故障や水漏れ等の事故が頻繁におこるようになっていたりします。また、老朽化しているマンションの中には耐震性能が低いものやエレベーターがない等の問題を抱えているといったものもあります。

このような状態になれば、賃料の低下や空き家率の上昇といった問題もでてくることから、「建替え」か「改修」か、十分に検討して選択する必要があります。

建替えを実現するには、入居者へ説明し理解を得た上で進める必要があり、事前に計画案を検討して、「どの程度の費用がかかるか」、「建替えと改修とどちらが有利なのか」等を把握することも必要になります。



建替えか  
改修か？

**問10 これまでに建替えについて検討したことがありますか。(1つに○)**

- ア. 検討中である
- イ. 検討したが実施に至らなかった
- ウ. 検討して実施予定である
- エ. 検討はしたがない【⇒問15へ】

**問11 建替えを検討したきっかけをお答えください。(該当するもの全てに○)**



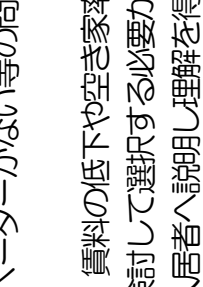
- ア. 築年数が古いから
- イ. 耐震性に問題があることがわかった
- ウ. エレベーターがない等改修では対応が難しい
- エ. 管理会社からの建替えを進められた
- オ. 老朽化等によって賃料が低下しているから
- カ. 更に高度利用できる可能性があるから
- キ. 検討したら改修よりも費用対効果が高かった
- ク. 老朽化によって空き家率が高くなってきているから
- コ. その他（ ）

**問12 建替えを実施するにあたって、どのような問題が発生すると思いますか。(該当するもの全てに○)**

- ア. 当面は改修で十分対応できるため建替えは必要ない
- イ. 建替えるべきか改修するべきか判断が難しい
- ウ. 容積率に余裕がなく大きく建替えることができないため
- エ. 現在の建物が既存不適格であるため建替え後に現在の規模を確保できない
- オ. 建替え費用の資金調達が難しい
- カ. 入居者の退去に向けた調整が困難で手間がかかる
- キ. 入居者に住替え先（退去先）を紹介できない
- ク. 建設会社や不動産事業者の主導で事業が進み不利益が生じないか不安
- コ. その他（ ）

**情報メモ⑤ 建替えの方法**

区内のマンションの多くは、容積率に余裕がなく大きく建替えて余分な床を売却することにより費用負担を軽減することができません。また、既存不適格の建物では、建替える際に現在の法規に則って建替える必要があり、現在の規模を確保できないことがあります。このようなマンションの建替えは非常に困難ですが、以下のような工夫で建替えを有利に進められる可能性があります。

方法	(1)隣地買い・共同建替え	(2)連担建築物設計制度	(3)総合設計制度
スケール	隣接地との敷地群で対応	隣接地との敷地群で対応	同一敷地で対応
方法の概要とイメージ	隣地を購入して敷地を拡大、または隣地の所有者と共同化して建替え	隣地で使っていない容積率を購入し、その分を敷地で活用して建替え	敷地に空地を確保して容積の割増しを受け、それを活用して建替え
(現況)			
	隣地建物	マンション	

資料：国土交通省資料

**情報メモ⑥ 建替えに対する支援制度**

■再開発・共同建築等組織助成制度（財団法人まちみらい千代田）

助成対象 ・再開発を行う組織、共同建築を行う組織 等

対象項目 ・組織の運営に関して必要な調査研究や街づくり活動にかかる費用に対する助成

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

**問13 再開発・共同建築等組織助成制度のことをご存知でしたか。(1つに○)**

- ア. 利用したことがある
- イ. 知っているが利用したいと思わない
- ウ. 知らない
- エ. 今後利用したいと考えている
- オ. その他（ ）

**問14 建替えの実施についてどのような支援が必要ですか。(該当するもの全てに○)**



7. 信頼できる専門家等の情報提供
- イ. 相談窓口における技術的なアドバイス
- ウ. 相談窓口における資金調達に対するアドバイス
- エ. セミナーの開催（建替えの進め方や成功事例等の紹介）
- オ. 建替えの成功事例等の情報提供
- カ. 建替えを検討する費用に対する一部助成
- キ. アドバイザー派遣（制度等の説明、検討案の提案～短期的支援）
- ク. コンサルタント派遣（会議運営、計画検討、対外調整まで含めた継続的支援、）
- ケ. 建替えにかかる費用に対する一部助成
- コ. 資金調達に対する債務保証にかかる費用の一部助成
- サ. 資金調達にかかる利子の一部助成
- シ. 住替え（退去）するものへの情報提供
- ス. その他（ ）


**耐震診断・耐震改修についてお答えください。**

**情報メモ⑦ 耐震改修の促進について**

平成18年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、千代田区でも、昨年度、大地震等による被害から区民の生命・財産を守るため、区内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めることを目的とした「千代田区耐震改修促進計画」を策定しました。

計画では、平成27年度までに住宅の耐震化率の目標を95%にすることを目標としており、その目標を実現するため、今年度から「千代田区マンション耐震化促進事業」をスタートし、これまでのマンションの耐震化に対する支援制度を充実して、「耐震診断」、「耐震設計」、「耐震改修」に対する支援を行っています。

皆さんもこれを契機に、マンションの耐震化に取り組んでみてはどうでしょうか？



**問15 あなたのマンションは耐震診断を実施していますか。(1つに○)**

7. 既に耐震診断は実施済みである
- ウ. 耐震診断を実施する予定はない

**情報メモ⑧ 耐震診断・改修に対する支援制度**

**□マンション耐震診断助成（千代田区）**

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・耐震改修に関する調査等や耐震改修促進法に基づき地震に対する安全性の評価にかかわる費用に対する助成

**□マンション耐震設計助成（千代田区）**

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要な場合の補強設計にかかる費用に対する助成

**□マンション耐震改修等助成（千代田区）**

助成対象	・分譲マンション管理組合、賃貸マンションの所有者
対象項目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合の耐震改修等にかかる費用に対する助成

※詳しくは別冊の支援制度一覧を参照ください。

**問16 新たに千代田区マンション耐震改修促進事業ができたことを知っていますか。(1つに○)**

7. 内容まで概ね知っている
- イ. 制度は知っている
- ウ. 全く知らない

**問17 マンションの耐震化についてどのような支援が必要ですか。(該当するもの全てに○)**

7. 信頼できる専門家等の情報提供
- ウ. セミナーの開催（耐震改修に関する説明等）
- オ. 耐震設計にかかる費用の助成
- キ. 住替え（転出）を希望するものへの情報提供
- ク. その他（ ）
- イ. 相談窓口での耐震改修に関するアドバイス
- エ. 耐震診断にかかる費用に対する助成
- カ. 耐震改修にかかる費用の一部助成

**その他 マンションの支援に関する要望やご意見がございましたら、ご自由にお書きください。**

-----

-----

-----

-----

-----

-----



ご回答ありがとうございました。マンション実態調査のアンケート調査票とともに返信用の封筒に入れて、平成20年9月10日(水)までにポストに投函してください。なお、情報メモについては、アンケートの結果報告と合せてお返します。

平成20年8月

## マンションの再生を支援する制度に関する ヒアリング調査へのご協力をお願い

財団法人まちみらい千代田

盛夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

千代田区では、築30年を経過した分譲マンションが60棟以上あり、10年後には200棟に達する状況となっており、マンションの大規模修繕や建替え更新が喫緊の課題となっています。そのため、マンションの再生に係る各種支援制度に関するアンケートと築30年程度を経過した分譲マンションの管理組合を対象にしたヒアリング調査を実施し、「大規模修繕」や「建替え」に対する取り組みの実態や実施に向けた課題を把握し、マンションの再生に係る各種支援制度の充実を図ることとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、マンションの個人情報については、その取り扱いを十分に配慮し、区及び当財団のマンション支援の活動以外の目的には一切使用いたしません。

また、マンション再生に係る支援制度についてのアンケート結果については、制度の充実に向けた検討資料として活用し、ご協力頂いたマンション管理組合等に対しては、後日、調査結果をご報告させていただきます。

ご質問や不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

財団法人 まちみらい千代田 居住支援グループ 小林、堀切

電話 03-3233-3223、FAX 03-3233-7557

※財団法人まちみらい千代田は、千代田区が、平成17年4月1日に財団法人千代田区街づくり推進公社、財団法人千代田コミュニティ振興公社、財団法人ちよだ中小企業センターが統合して設立した法人で、マンション支援を始めとしたまちづくりや商工・観光振興の施策分野の総合力で、区政と区民のくらしのサポートを行っております。

# 分譲マンションに関するアンケート調査票

平成20年9月10日(水)までにポストに投函してください。

- ご記入にあたってのお願い。
  - ・管理組合の理事長様、理事様等が代表してご回答ください。
  - ・必要に応じて管理会社等にご相談のうえご回答ください。

## 【マンションの概要】についてお伺いします。

- ・下表の空欄を記入ください。
- ・下表の情報が変更になっている場合は、二重線で消して余白に修正後の情報を記入ください。
- ・( ) 内の選択項目には該当するものに○印をつけてください。

マンション名	
マンション所在地	
管理組合の連絡先	名称 理事長 住所 電話番号 (自主管理・一部委託・全部委託)～○1つ
管理会社	会社名
の連絡先	住所 電話番号
マンションの概要	竣工年 建築面積 敷地面積 延べ床面積 構造 階数地上 階数地下 総戸数 ( )台 駐車場 ( )台 バイク置場 ( )台 自転車置場 ( )台 併設施設 (住居専用・店舗・事務所・その他)～該当するもの全てに○ 管理人の有無 (いる・いない)～○1つ 管理人勤務形態 (終日常勤・時間制・巡回)～○1つ 管理組合の法人登記 #REF! ペットの許可 (可・条件付き可・不可)～○1つ 管理組合のポスト (あり・なし)～○1つ

## 【マンション管理の問題点】についてお伺いします。

### 問1 マンション管理の運営面で問題となっていることはいくつありますか。(該当するものすべてに○)

- ア. 管理の重要性を認識していない居住者がいる
- イ. 管理組合の役員の手が足りない
- ウ. 管理組合の運営(総会の書類作成、会計等)に関する事務が負担になっている
- エ. 知識や経験が不足しており維持管理についての専門的なことがわからない
- オ. 管理会社や管理人に対する不満がある
- カ. その他 ( )

### 問2 マンションの施設管理面で問題となっていることはいくつありますか。(該当するものすべてに○)

- ア. 清掃が不十分
- イ. 電気、エレベーターなど設備点検が不十分
- ウ. 受水槽の清掃など水の衛生管理が不十分
- エ. 防災に関する非常時の安全対策が不十分
- オ. 駐車場の管理が不十分
- カ. その他 ( )

### 問3 居住者間のトラブルやルール違反などが生じている割合はどれくらいですか。(該当するものすべてに○)

- ア. ゴミ出し、分別収集
- イ. ペットの飼育
- ウ. 廊下、階段など共用部分の使用
- エ. 管理費・修繕積立金等の滞納
- オ. 駐車マナー
- カ. 騒音の発生
- ク. 夜間・深夜の建物への出入り
- コ. 無届けでの住戸の賃貸
- ク. 住戸内(専用部分)のリフォーム
- シ. その他 ( )

### 問4 維持管理などに関する各種セミナーや相談会があれば参加したいですか。(1つに○)

- ア. できるだけ参加するようにしている
- イ. 時間帯によって参加したい
- ウ. 参加する予定はない

### 問5 セミナーや相談会に参加しやすい時間帯を教えてください。(1つに○)

- ア. 平日の昼間
- イ. 平日の夕方
- ウ. 土日の昼間
- エ. 土日の夕方

住民登録率 ( )%			
管理組合のルールの有無	管理規約	修繕積立金	
	管理費	長期修繕計画	
住戸の戸数	自ら居住する住戸 ( )戸	概ね3ヶ月以上居住のない住戸(空き家) ( )戸	
	住宅として賃貸している住戸 ( )戸	事務所として賃貸している住戸 ( )戸	
役員等の任期	理事長の任期 ( )年	役員の任期 ( )年	
役員会の開催頻度	(年2回以上・年1回程度・ほとんど開催されない・その他)～○1つ		



ご回答ありがとうございました。

次紙に、マンションの再生を支援する制度に関するアンケート調査もああります。こちらの方もご協力をお願いします。

別紙へ

# 賃貸マンションに関するアンケート調査票

平成20年9月10日(水)までにポストに投函してください。

- ご記入にあたってのお願い。
- ・所有者等が代表してご回答ください。
- ・必要に応じて管理会社等にご相談のうえご回答ください。

## 【マンションの概要】についてお伺いします。

- ・下表の空欄を記入ください。
- ・下表の情報が変更になっている場合は、二重線で消して余白に修正後の情報を記入ください。
- ・( ) 内の選択項目には該当するものに○印をつけてください。

マンション名			
マンション所在地			
所有者 の連絡先	名称		
	郵便番号		
	住所		
	電話番号		
マンション の概要	竣工年	敷地面積	
	建築面積	延べ床面積	
	構造		
	階数地上	階数地下	
内訳	総戸数	駐車場	( )台
	バイク置場	自転車置場	( )台
	併設施設	(住居専用・店舗・事務所・その他)～該当するもの全てに○	
	管理人の有無	(いる・いない)～○1つ	
管理人勤務形態	(終日勤務・時間制・巡回)～○1つ		
住民登録率	( . )%		
ペットの許可	(可・条件付き可・不可)～○1つ		
住宅戸数	( )戸	店舗数	( )件
事務所数	( )件		

## 【マンション管理の問題点】についてお伺いします。

### 問1 マンション管理の方法はどのようになっていますか。(1つに○)

- 入居者募集から管理まで全て所有者が実施【⇒問3へ】
- 入居者募集のみ不動産業者・管理会社等に委託
- 入居者募集と一部管理を不動産業者・管理会社等に委託
- 入居者募集から管理まで全般的に不動産業者・管理会社等に委託
- 不動産業者・管理会社等にマンション全体を一括で賃貸
- その他 ( )

### 問2 委託業者との間で困っていることはありますか。(該当するものすべてに○)

- 夜間、休日に連絡がとれない
- 業務処理状況の報告が適切に行われていない
- トラブル処理が適切に行われていない
- 入居者の選定が適切に行われていない
- 家賃等の徴収が適切に行われていない
- 修繕費用の内訳等が明確にされない
- 特になし
- その他 ( )

### 問3 居住者間のトラブルやルール違反などが生じていればお答えください。(該当するものすべてに○)

- ゴミ出し、分別収集
- ペットの飼育
- 廊下、階段など共用部分の使用
- 家賃の滞納
- 管理費・修繕積立金等の滞納
- 駐車マナー
- 騒音の発生
- 夜間・深夜の建物への出入り
- 住戸の店舗・事務所等への転用・営業
- 無届けでの住戸の賃貸
- 住戸内(専用部分)のリフォーム
- 特になし
- その他 ( )

### 問4 維持管理などに関する各種セミナーや相談会があれば参加したいですか。(1つに○)

- できるだけ参加するようにしている
- 時間帯によって参加したい
- 参加する予定はない

### 問5 セミナーや相談会に参加しやすい時間帯を教えてください。(1つに○)

- 平日の昼間
- 平日の夕方
- 土日の昼間
- 土日の夕方



ご回答ありがとうございました。

別紙に、マンションの再生を支援する制度に関するアンケート調査もありま  
す。こちらの方もご協力をお願いします。

「マンションの再生を支援する制度に関するアンケート調査」

別紙へ



平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年率)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 費用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
千代田区	住宅転用助成	一般	補助金	○自己用 住宅転用費の15%(上限150万円) ○賃貸用 住宅転用費の10%(上限100万円) ○1住戸当たり300万円(1戸当たりの専有面積55㎡以上) ○専有面積37㎡以上	そ・住宅以外の事務所等を住宅に転用する者 ・住民税の滞納なし そ・2以上の地権者又はホーロー方式による共同 ・敷地面積が概ね150㎡以上	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(6211)4312		
	建築物共同化住宅整備促進事業	一般	補助金	○調査費の1/2又は限度額(50万円)のいずれか低い方(1回限り) ○機器設置費用の総額の1/2(上限30万円)	そ・建築後8年以上経過のアパート ・共用部分に防犯カメラ及びセンサー等未設置 のマンション	-	-	-	可	(財)まちみらい千代田 Tel. 03(6233)3223		
	マンション計画修繕調査費助成	マンション管理 組合	助成金	○調査設計費・共同修繕準備費の2/3	そ・種の事業認定を受け、地区面積500㎡以上、 敷地面積300㎡以上の土地に指定以上の 空地と住宅を持つ良質な中高層の建築物 を整備する事業者	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(6211)4312	
	防犯機器設置費助成	一般	補助金	○階段及びその踊り場の手すり設置 設置費の1/3 (上限100万円) ○エレベーター・地震時管制転載装置の設置 設置費の 1/3(上限20万円/台)	そ・住民税の滞納なし ・管理組合等は、管理規約が整備され、総会・ 理事会でマンション安全・安心整備について議決 され、費用について予算措置がされていること ・建築基準法その他の関係法規に適合している こと ・半数以上が住宅として使用されていること ・専門業者による工事であること	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(6211)4310	
	中心共同住宅供給	一般	補助金	○マンション等へのアドバイザー派遣(5回まで) ○耐震診断助成(緊急輸送道路沿道200万円～350万円、 その他125万円～250万円) ○法の認定を受けた補強設計費用(限度額666万円) ○耐震改修費用(緊急輸送道路沿道1棟5768万円～2棟 3650万円、それ以外5439万円～1億8719万円、法の認定 がとれないもの7282万円)	そ・緊急輸送道路沿道以外の建築物 ・耐震改修促進法の認定がとれないマンション	-	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(6211)4310
	マンション等の耐震促進事業	建物所有 者・マンシ ョン管理 組合	助成金	○耐震診断、耐震改修費用(上限額100万円)	そ・65歳以上の高齢者のみの世帯(所得制限あり) 取・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・要介護3以上の高齢者を含む世帯 ・重度心身障害者を含む世帯	-	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築指導課 Tel. 03(6211)4310
	木造住宅耐震促進事業	一般	助成金	○耐震診断、耐震改修費用(上限額100万円)	そ・全ての建築物件や地方公共団体の行うもの、他の関連 した助成を受けているものは除く	-	-	-	-	-	環境安全部環境・温暖化対策課 Tel. 03(6211)4255	
	ヒートアイランド対策助成	一般	助成金	○屋上緑化、壁面緑化、プラント設置(限度額各50万 円)、高反射塗装(限度額30万円)		-	-	-	-	-	-	

【注】※1 申込資格(年齢…年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構補給金を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1		利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
					申込資格	※1	本人負担	自治体負担				
中央区	木造住宅建替等資金融資あっせん	一般	利子補給	○建設・マンション購入(中古含む) 各2,500万円 (特例3,000万円) ○増築 1,000万円	年 20~60歳以下(完済時70歳以下) (親子別-償還方式あり) 年 返済額所得の50%以下	1.0% 木造住宅建替 長引 1.5%	30年	担保及び保証	一部要	都市整備部住宅課 Tel. 03(3546)5466		
	住宅修繕等資金融資あっせん	一般・高齢 心障	預託・利子 補給	○修繕 700万円 ※木造住宅の耐震改修、高齢者、障害者向けの改造 アスベスト除去には、利子補給あり	年 70歳未満(完済時) 年 十分な返済能力	10年	保証のみ	-	-	-		
	緑化助成事業			○工事費の1/2、又は1㎡あたりの設定限度率面による 事業費のいずれかが低い方(上限200万円)	そ 敷地面積1,000㎡未満	-	-	-	-	-	-	
	保護育成事業	一般		○緑地の育成 緑化助成事業の助成を受けた緑地を翌年度から 3年間助成 ○樹木の保護育成 地上1.2mの高さにおける幹周りが1.2m以上ある樹木 (共に上限10万円)	-	-	-	-	-	-	土木部公園緑地課 Tel. 03(3546)5438	
	分譲マンション計画修繕調査費助成			①建物の防水・壁面・鉄部等 ア 60戸以下 25万円 イ 120戸以下 36万円 ウ 121戸以上 47万円 ②給排水管 規模に開けりなく16万円	-	-	-	-	-	-	-	(財)中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 Tel. 03(3561)5191
	分譲マンション修繕工事助成			助成金	-	-	-	-	-	-	-	-
	分譲マンションアドバンス制度 利用助成	マンション管 理組合		○(附)東京消防災・建業まちづくりセンターが定めて いるアドバンス制度利用料金の全額	-	-	-	-	-	-	-	-
	分譲マンション共用部分改修費用助 成			○助成対象 ①共用部分修繕工事(壁面・鉄部・防水・給排水管) ②防災対策工事(要綱で決定した工事) ○助成額 ①設計費の2/3(上限100万円) ②工事費の10%(上限1,000万円)	そ・建業後20年以上経過のマンション ・助成は10年に1回	-	-	-	-	-	-	-

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用可能、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	本人負担 1年間利息額の50%(がけ等整備も同じ)	利率(年利) 1年間利息額の75%	自休体負担 1年間利息額の25%	償還期間 最長12ヶ月	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課	
港区	住宅リフォーム等支援事業制度	一般	助成金 利子補給	○区内にある自己居住用の住宅等(がけ等の整備を含む)契約金額は1,000万円まで (※利子補給上限年間200万円) ※利子補給は対象者(決定)	取・世帯の年間総所得額 1,200万円以下 を・ローン契約、抵当権設定日の翌日から180日以内 (公的融資は対象外) ・住民税を滞納していないこと	-	-	-	最長12ヶ月	-	-	(財源)住宅公社 Tel. 03(3593)5683	
	住宅取得支援事業制度	一般(公開抽選で対象者を決定)	助成金	○調査費の1/3 ①建物の防水・壁面・鉄部に関する調査(上限50万円) ②給排水管・電気等設備に関する調査(上限30万円)	取・建設後5年以上経過していること ・区内賃貸マンション経営者 ・定期報告書を監査等提出していること ・住民税等を滞納していないこと	-	-	-	-	-	-	-	
	マンション計画修繕調査費助成事業制度(賃貸)	マンション経営者	助成金	○調査費の1/3 ①建物の防水・壁面・鉄部に関する調査(上限50万円) ②給排水管・電気等設備に関する調査(上限30万円)	取・建設後5年以上経過していること ・区内賃貸マンション経営者 ・定期報告書を監査等提出していること ・住民税等を滞納していないこと	-	-	-	-	-	-	-	
	分譲マンション住戸部分リフォーム融資の償還保証料助成事業制度(マンション成貸)	マンション管理組合	助成金	○設置経費の1/4 太陽光発電システム、上限30万円 エコキュート 上限8万円 エコジョーズ 上限3万円	取・建設後5年以上経過していること ・管理規約が整備されていること ・定期報告書等区等に提出していること ・総会において、調査を行うことが決議されていること ・総会において調査に要する費用についての予算案が承認されていること ・総会が承認されていること	-	-	-	-	-	要件とする	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2497
	マンション計画修繕調査費助成事業制度(分譲)	マンション管理組合	助成金	○調査費の1/3 ①建物の防水・壁面・鉄部に関する調査(上限50万円) ②給排水管・電気等設備に関する調査(上限30万円)	取・建設後5年以上経過していること ・管理規約が整備されていること ・定期報告書等区等に提出していること ・総会において、調査を行うことが決議されていること ・総会において調査に要する費用についての予算案が承認されていること	-	-	-	-	-	-	-	各地区総合支所地区活動推進課 活動推進係 芝地区 Tel. 03(3578)3111 麻布地区 Tel. 03(3583)4151 赤坂地区 Tel. 03(5413)7011 高輪地区 Tel. 03(5421)7611 芝浦港南地区 Tel. 03(3456)4151
	新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成(太陽光発電システム、エコキュート、エコジョーズ)	一般	助成金	○設置経費の1/4 太陽光発電システム、上限30万円 エコキュート 上限8万円 エコジョーズ 上限3万円	取・建設後5年以上経過していること ・管理規約が整備されていること ・定期報告書等区等に提出していること ・総会において、調査を行うことが決議されていること ・総会において調査に要する費用についての予算案が承認されていること	-	-	-	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492
	屋上等緑化助成	一般	助成金	○屋上 所要総費の1/2又は2万円/mの低い方(上限500万円) ○壁面 所要総費の1/2又は1.5万円/mの低い方(上限45万円) ※同一申請箇所複数緑化を行う場合は上限500万円	取・建築物の所有者 ・敷地面積が250㎡未満の新築及び既存の建築物 ・敷地面積が250㎡以上で、竣工後5年以上の建築物	-	-	-	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492
	生垣造成助成	一般	助成金	○生垣造成工事(1㎡当たり) 植樹に要した費用の1/2 H100cm以上 上限1.8万円 鉄筋コンクリート層 上限2.4万円 万年草 上限6千円 板塀 上限4千円 ※それぞれ長さは上限50m	取・土地の所有者又は管理者 ・生垣の樹木の高さ1m以上、かつ長さ5m以上 ・相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ健全なもの ・公衆の見やすい場所に設置	-	-	-	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492
	緑化協定	個人住宅または中小企業者・共同住宅管理組合代表	助成金又は物理物	○生垣協定 上限100m 助成金は生垣造成助成に準じる ○地域協定 緑化費用に要した費用の1/2 上限90万円	取・2人以上の個人又は複数の法人等 ・生垣協定は長さ20m以上、その他の助成基準は生垣造成助成に準じる ・地域協定は敷地面積500㎡以上 ・港区区内に対象建築物を所有し、検査及び工事の手前であること ・その他、助成要綱の要件に該当すること。	-	-	-	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492
	アスベスト対策費助成	個人住宅または中小企業者・共同住宅管理組合代表	助成金	○対策費の1/2 検査費:10万円 工事費:戸建て 50万円 共同住宅・事業所 200万円	取・港区区内の築30年以上の分譲マンションであること ・延べ面積の1/2以上が居住の用に供されていること ・総会の議決または区分所有者1/2以上の賛成があること	-	-	-	-	-	-	-	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492
	マンション劣化診断助成	マンション管理組合	助成金	○劣化診断に要した費用の1/2または50万円のいずれか低い額	取・港区区内の築30年以上の分譲マンションであること ・延べ面積の1/2以上が居住の用に供されていること ・総会の議決または区分所有者1/2以上の賛成があること	-	-	-	-	-	可	環境・街づくり支援部環境課 Tel. 03(3578)2492	

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※融資保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成20年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
新宿区	住宅建設資金融資あっせん	一般	○建設・購入 ○増改築(修築) ○増改築(バリアフリー) ○増改築(耐震補強) ○増改築(7才以上世帯向け) 1,500万円	年 20~完済時70歳未満(継続償還制度あり) 収 返済額年次の20%以下 そ 建設・購入(バリアフリー)が条件	2.6% (耐震補強は1.6%)	1.0%相当 (耐震補強は2.0%) (月均等割額)	30年増 改築は10年	金融機関に 任	不可(耐震補強は可)	都市計画部住宅課 Tel. 03(5273)3567	
											リフォーム促進事業
	都市共同住宅供給事業(共同化タイプ)	一般	○建築物除去費及び共同施設整備費の費用の一部(上限あり)	年 20以上の地権者による共同建替 ・従前権利者以外の入居が公募 ・センターコアタイプ内 ・敷地面積300㎡以上 ・幅員6m以上の道路に4m以上接道部 など	-	-	-	-	-	都市計画部地域整備課 Tel. 03(5273)3842	
	ブロック塀等除去助成制度	助成金	○接道部にあるブロック塀等を撤去する場合 上限20万円 ○接道部に生垣を設置する場合 上限30万円 ○接道部に植樹帯を設置する場合 上限30万円 ○接道部に生垣・植樹帯を設置し、緑化箇所にあるブロック塀等を撤去する場合 上限20万円	そ 安全瓦の積設できない高さ1.0m以上のもの	-	-	-	-	-	都市計画部地域整備課 Tel. 03(5273)3829	
文京区	住宅修繕資金融資あっせん	一般・高齢 心身障・環 境共生	○修繕・増築、設備改善、マンションリフォーム 500万円 ○高齢者・心身障害者のための工事、ブロック塀の改修、太陽熱温水器設置、太陽光発電システム、防水板設置、水害り災、各500万円	年 20~70歳未満 収 返済額年次の20%以下 そ 住民税の滞納なし など	一般 2.0% 特別 1.5%	1.0%	10年	金融機関に 任	可	都市計画部住宅課 Tel. 03(5803)1238	
				かけ等整備資金あっせん	○融資限度額 ①かけ・構壁の調査、設計 100万円 ②かけ等の整備 1,000万円	年 20~65歳以下(申込時) 収 返済能力 そ 区内に所在するがけ等の所有者又は土地を使用する権限を有する者(土地の譲渡を業とする者を除く) ・住民税の滞納なし	1.00%	0.90%	①調査・設計 3年 ②整備 10年	可	都市計画部建築課 Tel. 03(5803)1264
	都市防災不燃化促進事業	助成金	○不燃化促進区域内に新築又は増築する耐火建築物 ※対象限度額は規模に依る	平成20年度を終了	-	-	-	-	-	都市計画部地域整備課 Tel. 03(5803)1374	
	屋上緑化補助	一般	○屋上緑化及びベランダ、緑化に要した費用の1/2と緑化面積2万円/1㎡のいづれか低い方 ○壁面緑化:緑化に要した費用の1/2と緑化面積1万円/1㎡のいづれか低い方 ○補助金額限度額は合計で40万円 ○生垣の新設:1.4万円/㎡ ○既存ブロック塀等撤去:8千円/㎡	そ 屋上、壁面等を緑化する建築物の所有者・管理者 緑化部分が連続して5㎡以上で、樹木の植栽面積がその50%以上であること	-	-	-	-	-	土木部みどり公園課 Tel. 03(5803)1254	
生垣造成補助	補助金	○生垣の新設:1.4万円/㎡ ○既存ブロック塀等撤去:8千円/㎡	そ 生垣用樹木の高さが1m以上あり、かつ前面の縁石等上端から高さが1m以上あること ・生垣の総延長が2m以上であること ・一般の通行に利用されている道路に面していること ・生垣が道路より上から見える状態であること ・生垣を設置する縁石等の高さが道路面から40cm以内であること	-	-	-	-	-	-	-	

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。



平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証のみ	公庫融資費用※2	担当課			
						本人負担	自治体負担							
台東区	住宅修繕資金融資あっせん		利子補給	○工事費の80%かつ上限300万円	年 最終償還時75歳未満 を区内居住1年以上 など 年 源45歳以下 を 申込者は一親等の親族又は配偶者と同居していること など	※1	1.65%	0.5%	5年以内 7年以内	可	都市づくり部住宅課 Tel. 03(5246)1374			
				○1住宅あたり50万円										
				○240万円～1106万6千円 (仮住居費・共同建築・三世代住宅には加算あり) ○改善工事費用の50%かつ上限15万円										
	不燃化促進助成制度	一般		助成金	○改善工事費用の30%かつ上限100万円	そ 道路に面し、高さ12mを越え、かつ安全性に支障があるフロア階などの所有者 ・住民税等の滞納なし ・法人の場合は中小企業者	※1	-	-	-	可	地区整備課 Tel. 03(5246)1365 建築課 Tel. 03(5246)1335		
					○改善工事費用の5%かつ上限50万円									
					○調査費の1/3、又は限度額のいすれか低い方 ①建物調査 50戸以下 30万円 51～100戸 44万円 101戸以上 67万円 ②給排水調査 100戸以下 19万円 101戸以上 29万円									
	マンション計画修繕調査助成制度(賃貸)	賃貸住宅の所有者		助成金	○1戸あたりの工事負担額の80%かつ上限100万円	そ 過去10年以内に本制度の同じ調査項目の助成を受けていないこと ・所有者が住民税又は法人税を滞納していないこと ・賃貸住宅が申込者の所有であることが確認できること ・賃貸住宅が台東区内にあり、適正に管理されていること ・賃貸住宅が「住宅」として使用されていること	※1	-	-	-	可	都市づくり部住宅課 Tel. 03(5246)1367 Tel. 03(5246)1374		
					○調査費の1/3、又は限度額のいすれか低い方									
					○1戸あたりの工事負担額の80%かつ上限100万円									
	住宅修繕資金融資あっせん(マンション共用部分)	住宅修繕資金融資あっせん(マンション共用部分)	一般	利子補給	○調査費の1/3、又は限度額のいすれか低い方	年 最終償還時75歳未満 を区内居住1年以上 など を マンションが区内にあり、住宅として使用されていること ・管理組合の規約が整備されていること ・区内の分譲マンションの管理組合であること ・管理組合が適正に運営されていること ・過去10年以内に本制度の同じ調査項目の助成を受けていないこと ・管理組合が法人の場合、法人税を滞納していないこと ・修繕調査について、管理組合の決議がされていること	※1	1.65%	0.5%	5年以内	保証のみ	可		
					①建物調査 50戸以下 30万円 51～100戸 44万円 101戸以上 67万円									
					②給排水調査 100戸以下 19万円 101戸以上 29万円									
	マンション計画修繕調査助成制度(マンション管理組合)	マンション管理組合		助成金	○調査費の1/3、又は限度額のいすれか低い方	年 最終償還時75歳未満 を区内居住1年以上 など を マンションが区内にあり、住宅として使用されていること ・管理組合の規約が整備されていること ・区内の分譲マンションの管理組合であること ・管理組合が適正に運営されていること ・過去10年以内に本制度の同じ調査項目の助成を受けていないこと ・管理組合が法人の場合、法人税を滞納していないこと ・修繕調査について、管理組合の決議がされていること	※1	-	-	-	-	-		
①建物調査 50戸以下 30万円 51～100戸 44万円 101戸以上 67万円														
②給排水調査 100戸以下 19万円 101戸以上 29万円														

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用可能な、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額は、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
墨田区	住宅修繕資金融資あっせん	一般・高齢・心身障害者・子育て世帯等対象	利子補給	○増改築・修繕・模様替え・改良 各500万円 収 所得1200万円以下 七 区内居住1年以上 など	年 20歳以上 取 所得1200万円以下 七 区内居住1年以上 など	2.0%	0.0%~2.5%	7~10年	金融機関に一任	可	都市計画部建築指導課 事務・住宅担当 TEL 03(5608)9264	
	不燃化促進助成金交付事業	一般	助成金	○210万円(基本額) ※仮住居費等に加算あり	そ 建築主(個人、中小企業者) ・文化、明治通り、水戸街道、八広はなみずき 通りなど区が指定した区画で不燃建築物を建築した場合	-	-	-	-	-	都市計画部建築指導課 不燃化担当 TEL 03(5608)9268	
	主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付事業	一般	助成金	○150万円(基本額) ※仮住居費等に加算あり	そ 建築主(個人、中小企業者) ・区が指定した主要生活道路の沿道地域で道路 後述に伴い不燃建築物を建築した場合	-	-	-	-	-	都市計画部建築指導課 TEL 03(5608)9270	
	分譲マンションパーローニング改修(マンション改良)	マンション管理組合	利子補給	○機械融資利率の1%相当額	-	機械融資 利率-1%	-	7年以内	-	-	可	都市計画部建築指導課 TEL 03(5608)9270
	分譲マンション共同修繕調査支援制度(マンション改良)	マンション管理組合	助成金	○調査費の1/3(上限50万円)	-	-	-	-	-	-	-	環境保全課緑化推進担当 TEL 03(5608)9208
	屋上等緑化整備補助金交付制度			○建築物の屋上、ベランダ又はこれに類するものの全部又は一部に新たに緑地を設置し、樹木や草花等を植栽する場合 ○工事費の1/2、又は1万円/1㎡のいずれか低い方の上限40万円 ○新たに道路に面して縁の取(生垣や欄干)を設置する場合 ○工事費、又は1㎡あたりの認定限度単面による事業費のいずれか低い方の上限40万円	-	-	-	-	-	-	-	環境保全課緑化推進担当 TEL 03(5608)9208
	緑のへい等設置補助金交付制度			○タカノの種類毎に設定された1㎡あたりの認定限度単面等による上限4万円~100万円	-	-	-	-	-	-	-	環境保全課緑化推進担当 TEL 03(5608)9208
	雨水利用促進助成制度			○設置に要する費用の20%で戸建・事業所上限20万円 分譲集合住宅に上限100万円 ○設置に要する費用の20%で戸建・事業所上限20万円 分譲集合住宅に上限125万円 太陽光発電システム 太陽光発電システム 分譲集合住宅に上限25万円 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 ○設置に要する費用の10%で戸建・事業所上限10万円 分譲集合住宅に上限25万円 滑熱回収型給湯器 ○設置に要する費用の10%で戸建・事業所上限20万円	そ 区内の建築物所有者(個人、マンション管理組合、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人) ・太陽光発電、太陽熱温水器以外は既設が対象	-	-	-	-	-	環境保全課環境管理担当 TEL 03(5608)9209	
	地球温暖化防止設備導入助成制度	一般	助成金	○設置に要する費用の20%で戸建・事業所上限20万円 分譲集合住宅に上限100万円 ○設置に要する費用の20%で戸建・事業所上限20万円 分譲集合住宅に上限125万円 太陽光発電システム 太陽光発電システム 分譲集合住宅に上限25万円 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 ○設置に要する費用の10%で戸建・事業所上限10万円 分譲集合住宅に上限25万円 滑熱回収型給湯器 ○設置に要する費用の10%で戸建・事業所上限20万円	そ 区内の建築物所有者(個人、マンション管理組合、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人) ・太陽光発電、太陽熱温水器以外は既設が対象	-	-	-	-	-	-	環境保全課環境管理担当 TEL 03(5608)9209

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各市区町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)	償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
江東区	住宅修繕資金融資あっせん	一般・高齢・心障	預託・利子補給	○増改築 20～500万円 ※工事費の80%以内	年 20歳以上 取 収入1,200万円以下 そ 対象住宅居住1年以上 など	本人負担 一般3.15% 3.00% 特別1.5% 特別1.5%	10年以上 以内	保証の み	可	都市整備部住宅課 TEL 03(3647)9473
	マンション共同部分リフォーム支援(マンション改良)	マンション管理組合等(区分所有者)	利子補給	○積立融資利率の1%相当額 ※ただし、要件により補給率の変更あり	-	一般0.0% 特別1.65% 2.10%	-	-	-	-
	マンション計画修繕調査支援(マンション改良)	マンション管理組合等		○調査費の1/3、又は限度額のいずれか低い方 ①60戸以下 21.9万円 ②90戸以下 28.2万円 ③120戸以下 28.7万円 ④200戸以下 38.8万円 ⑤300戸以下 52万円 ⑥400戸以下 62.4万円 ⑦500戸以下 70.9万円 ⑧501戸以上 79.3万円	-	1.0%	-	-	-	-
	屋上等緑化助成	一般	助成金	○土厚30cm未満 1.5万円/mを上限として工事費の1/2 ○土厚30cm以上 3万円/mを上限として工事費の1/2 ○壁面緑化 5万円/mを上限として工事費の1/2(上限30万円)	そ 江東区・東京都の緑化推進(江東区みどりの条例、東京都自然の保護と回復に関する条例)の対象とならないこと ・建築基準法その他の法令等に適合した建築物であること ・構造計算書など耐荷重の証明ができること ・分譲もしくは売買を目的とした物件でないこと	調査費支払後助成	-	-	-	土木部水辺と緑の課 TEL 03(3647)2079
品川区	住宅修繕資金融資あっせん	一般	利子補給	○生垣等の緑化 1.6万円/m ○既存塀の撤去 8千円/m ○フェンスの設置 8千円/m(延長上限100m)	そ 二世世代世帯(夫婦とその親)が住むハコリ住宅を建設又は購入すること ・他の制度との併用不可 ・区内に所在すること など	一般 1.8% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部住宅課 TEL 03(5742)5776
	二世代住宅取得助成	個人	助成金	○建設・購入 90万円	取 所得1,200万円以下 そ 二世世代世帯(夫婦とその親)が住むハコリ住宅を建設又は購入すること ・他の制度との併用不可 ・区内に所在すること など	-	-	-	-	-
	環境共生住宅助成事業	個人	助成金	○省エネLPガス型設備設置工事、断熱構造化工事、シンクハウスの対策工事 ○工事費用10万円以上、工事費の10%(上限30万円)	取 所得1,200万円以下 そ 区内居住、区内業者利用、 ・区民税の滞納なし ・対象住宅に居住していること など	-	-	-	-	-
	住宅修繕資金融資あっせん(マンション改良)	個人	利子補給	○上限1,000万円	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部市開菜課 TEL 03(5742)5947
都市防災不燃化促進事業	個人・中小業者・公団法人	助成	○一般建築助成(1,066千円)加算あり	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部道路公園課 TEL 03(5742)5799	
心共同住宅供給事業	個人・法人	助成	○除却費、設計費、共同施設整備費に要する費用の2/3以内	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部下水道河川課 TEL 03(5742)5794	
品川区市街地住宅整備地区建替助成	個人・法人	助成	○事業に要する費用の2/3以内	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部下水道河川課 TEL 03(5742)5794	
屋上緑化等助成	個人・法人	助成	○定められた準備で算出した額	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部下水道河川課 TEL 03(5742)5794	
雨水浸透施設設置助成	個人・法人	助成	○定められた準備で算出した額	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部下水道河川課 TEL 03(5742)5794	
雨水利用が設置助成	個人・法人	助成	○定められた準備で算出した額	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部下水道河川課 TEL 03(5742)5794	
防水板設置等工事助成	個人・法人	助成	○定められた準備で算出した額	取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 取 所得1,200万円以下かつ年間返済額の3倍以上 そ 区民税の滞納なし ・対象となる住宅に引越1年以上居住 ・品川区建築物不燃化促進条例に規定する耐火建築物を建設する建築主 ・新宿市街地における住居及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認定を受けた者 ・密集住宅市街地整備促進事業の指定地区で一定の建替えをする建築主 ・住宅・事務所等の土地所有者又は管理者 そ 屋上・壁面等を緑化する建築物の所有者 ○定められた準備で算出した額 ○工事費の1/2又は定められた準備で算出した額の2/3以内 ○事業に要する費用の2/3以内 ○定められた準備で算出した額 ○雨水利用が購入価格の1/2(上限4万円) ○法人、工事費の3/4(限度額は区民及び区内に会社の登記がある法人は100万円、それ以外は50万円)	一般 1.1% 災害 1.8% 耐震 1.8% 石綿 1.8%	10年以上 以内	金融機関に一任	可	まちづくり事業部下水道河川課 TEL 03(5742)5794	

【注】※1 申込資格(年齢・年収要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構補給融資を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
目黒区	住宅修繕資金融資あっせん(個人融資)	個人 法人等を有する管理組合又は同居世帯の代表者	○700万円 預託・あっせん	○工事経費の5%(上限10万円) アスベスト除去工事については、20万円を限度とする。 (千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	返済能力があること ・住民地完納 ・管理組合の役員が連帯保証人なること	2.2%	-	～10年 (融資額により異なる)	保証	可	都市整備部住宅課 TEL 03(5722)9878
	住宅修繕資金融資あっせん(団体融資)	個人	○新築助成 1万円～3万円/m ○緑石設置助成 0.5万円～1.5万円/本 ○緑石設置助成 0.5万円/m ○壁撤去助成 0.9万円/m ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	・対象住宅に居住する所有者又はその同居親族 あるいは、対象住宅が親又は子の所有である居住者 ・住民地完納 ・最低施行延床1.0㎡以上 ・移機助成、壁撤去助成は工事施工前に職員による現地確認が必要	-	-	-	-	-	都市整備部みどり公園課 TEL 03(5722)9359	
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 2万円～3万円/m <sup>2</sup> ○移機助成 0.1万円～1.0万円/本 ○緑石設置助成 0.1万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円(敷地面積500㎡以上は上限20万円) (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上 ・移機助成、壁撤去助成は工事施工前に職員による現地確認が必要	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
	目黒区みどりのまちなみ助成(壁面緑化助成)	一般	○新築助成 0.2万円～2万円/m <sup>2</sup> ○緑石設置助成 0.3万円/m <sup>2</sup> ○補助器具設置助成 0.25万円/m <sup>2</sup> ○自動灌水装置助成 0.2万円/m <sup>2</sup> ○上限40万円 (助成金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)	○敷地面積1000㎡未満 ・最低施工面積1.0㎡以上	-	-	-	-	-	-	-
大田区	建築防災資金利子補給	個人・住宅・集合住宅	助成金 利子補給	○100万円以上1,000万円以内の融資に対して生じる利子の内、1.1%を自己負担として差額を助成(ただし、上限2.35%、5年間)	対象が、塙壁、道路に面したブロック塀の補修改善を 対象とする対象者の所有者	1.10%	金利1.1% (上限2.35%)	5年間	-	-	都市整備部建築課 TEL 03(5722)9642
	アスベスト分析調査費用助成	個人・住宅・集合住宅	助成金	○分析調査費の1/2 ○個人住宅 10万円 集合住宅20万円 事業用建築物20万円 ○増改築 500万円	・区内に建築物を有する個人 ・区内にある分譲集合住宅の管理組合の代表者 ・区内に建築物を有する中小企業の事業者	-	-	-	-	-	環境連携推進課 TEL 03(5722)9384
	住宅修繕資金融資あっせん	個人	あっせん	○修繕 450万円以内 ○増改築 500万円	年 20～70歳未満(完済時) (親子ループ方式あり) 取得1,000万円以下 ・年間返済額の4倍以上の収入 ・住民税の滞納なし ・7人未満の滞納なし ・7人未満の滞納なし を要した前年度改修工事については利子補給有り	1.9%	-	200万円以内 5年以上以内 200万円超 7年以内	保証のみ	可	まちづくり推進部住宅課 TEL 03(5744)1343
	住宅修繕資金融資あっせん(マンション改良)	個人	あっせん	○修繕 450万円以内 ※共用部分修繕・改良工事費用のうち個人負担分が対象	年 20～70歳未満(完済時) (親子ループ方式あり) 取得1,000万円以下 ・年間返済額の4倍以上の収入 ・住民税の滞納なし	-	-	-	-	-	-
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業者・公益法人		○耐火建築物の対前面積による(限度額) ①一般建築助成(1,000㎡以上)11,066千円 ②共同建築助成(1,000㎡以上)13,893千円 ③大都市型一般建築助成(1,000㎡以上)12,295千円 ○定められた標準工事費による(上限40万円/件)	・対象区域内(倉庫付地、地下水位の高い区域などは除く)。大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者及び国、地方公共団体に属する団体を除く。	-	-	-	-	-	まちづくり推進部都市開発課 TEL 03(5744)1338
	雨水浸透施設設置助成	敷地の所有者等	助成金	○本体購入費及び設置費の合計額の1/2助成 ○個人で小型を設置する場合は2/3以内 ○限度額は小型(500㎡未満)1区につき1万円まで、大型(500㎡以上)30万円	・対象区域内(倉庫付地、地下水位の高い区域などは除く)。大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者及び国、地方公共団体に属する団体を除く。	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築課 TEL 03(5744)1308
	大田区雨水貯留槽設置助成	個人・法人		○個人で小型を設置する場合は2/3以内 ○限度額は小型(500㎡未満)1区につき1万円まで、大型(500㎡以上)30万円	・対象区域内(倉庫付地、地下水位の高い区域などは除く)。大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者及び国、地方公共団体に属する団体を除く。	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築課 TEL 03(5744)1308
	大田区区垣造成助成	敷地の所有者等		○1m当たりの設定限度面単による事業(上限50m)	・対象区域内(倉庫付地、地下水位の高い区域などは除く)。大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者及び国、地方公共団体に属する団体を除く。	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築課 TEL 03(5744)1385
	大田区区垣造成助成	敷地の所有者等		○1m当たりの設定限度面単による事業(上限50m)	・対象区域内(倉庫付地、地下水位の高い区域などは除く)。大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者及び国、地方公共団体に属する団体を除く。	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築課 TEL 03(5744)1385
	大田区区垣造成助成	敷地の所有者等		○1m当たりの設定限度面単による事業(上限50m)	・対象区域内(倉庫付地、地下水位の高い区域などは除く)。大田区開発指導要綱適用以外の民間施設 ・雨水貯留槽を大田区内に設置する者。ただし、法令または条例により雨水貯留槽の設置を義務付けられている者及び国、地方公共団体に属する団体を除く。	-	-	-	-	-	まちづくり推進部建築課 TEL 03(5744)1385

【注】※1 申込資格(年齢、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない) 【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。



平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
世田谷区	都市防災不燃促進事業	個人、中小 企業者	対象となる面積に応じる	○浸透ます ①直径30cm 深さ50cm:3.4万円/基以内 ②直径38cm 深さ50cm:3.8万円/基以内 ③直径35cm 深さ60cm:4.1万円/基以内 上記規格以外は、直近下位の規格単価を準用 ○浸透管 1.8万円/m ※一般地区助成 10mm/時間の雨水が浸透する施設 分を助成 ※重点地区助成 20mm/時間の雨水が浸透する施設 分を助成 ※助成対象施設の浸透能力に応じた額又は、 実費相当額のいずれか小さい額を助成	そ 不燃化促進区域内(国士館大学一帯周辺地区)で、 事業条件に適う建築物を建築するもの。 そ 区内に浸透施設を設置する土地所有者等 ・新たに規定の浸透施設を設置すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、 建築業者等は対象としない ・急傾斜地・降地境界に設置がないこと など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	都市整備部地域整備課 TEL 03(5432)2558
	雨水浸透施設設置助成		○生垣造成 限度額あり ①低木 6千円/m ②中木 1.2万円/m ③多年生つる植物等 1千円/m ④生垣助成に伴う既存ブロック塀等の撤去 上限 5千円/m ※併せて上限 25万円 ※造成費用がそれぞれの限度額以下の場合、実 費額とする	そ 区内に生垣を造成する土地所有者等 ・新たに接道部に規定の生垣を造成すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、 建築業者等は対象としない など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	みどりみず政策担当部 みどり政策課 TEL 03(5432)2282	
	生垣助成		○植造造成 植栽基盤部分 上限 2万円/m <sup>2</sup> ○緑面緑化造成 植物の端から端までの面積又は 補助内の面積当たり 上限 1万円/m <sup>2</sup> ※併せて上限50万円(助成対象経費の1/2を限度 とする)	そ 区内に屋上・壁面緑化を整備する建物の所 有者等 ・新たに建築物の屋上の全部又は一部や建築 物の外壁面に、規定の植栽基盤を1m以上 整備して、樹木や多年生等を植栽すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、 建築業者等は対象としない など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	-	
	屋上・壁面緑化助成	一般	助成金	○花壇造成 2千500円/m <sup>2</sup> 植栽地 6千円/m <sup>2</sup> ○花壇造成に伴う既存ブロック塀等の撤去 上限5千円/m <sup>2</sup> ※併せて上限 25万円 ※造成費用がそれぞれの限度額以下の場合、は、 実費額とする	そ 区内に花壇を造成する土地所有者等 ・新たに接道部に規定の花壇を造成すること ・売買、賃貸等を目的とする建物等の不動産業者、 建築業者等は対象としない など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	-
花壇造成助成			○雨水タンク 屋根に降った雨水を使用するもので、製品として 販売されており、一般に購入可能なもの 500リットル以下 1建物につき1基まで (本体購入費及び設置に係る経費)の1/2 ※上限 設置経費5千円 合計額 3万5千円 区内に残された貴重な雨水を保全するため、建物の 新築や増改築等により、やむを得ず移設するものに ついて、その費用の一部を助成 ○対象樹木 地上1.5mの高さにおける幹周リ80cm 以上又は高さ10m以上の樹木 ○助成金額 移植経費の1/2 ①1本あたりの限度額 10万円/樹木1本 50万円/保存樹木等1本 ②敷地あたりの限度額 50万円(樹木) 250万円(保存樹木)	そ 区内で建物に雨水タンクを設置するもの ・売買、賃貸等を目的とする建物に設置する 不動産業者、建築業者等は対象としない など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	-	
雨水タンク設置助成			樹木移植助成		そ 対象樹木の所有者ただし、国、都及び他の地方公共 団体は除く など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	-

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、収…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課					
						本人負担	自治体負担									
渋谷区	住宅修繕資金融資あっせん	一般・災害 列災	利子補給	○500万円 ※テナビの共用部分に対しても利用可 (上限100万円)	年 借費完了時満75歳未満 取 返済地があること そ ・区内居住1年以上 ・住民税滞納なし など	1.4% 水害 0.3%	2.1% 水害 3.2%	200万円まで 200回以内 10年以内	保証のみ	可	都市整備部地域整備課 Tel. 03(3463)1211 内線2709					
												建築物の屋上緑化助成	一般	○屋上緑化 上限40万円 ○ペラシ緑化 上限10万円 ○壁面緑化 上限10万円	そ ・渋谷区内で300㎡以上の敷地面積における ・売買を目的とする建築物を建築する法人及び個人を除く ・平成20年3月末までに着工し完成するもの	-
	住宅修繕資金等融資あっせん	一般・高齢 障害・災害 列災	○生垣及び植樹帯 上限50万円 ○7m/㎡撤去 上限30万円 ○障改費 1,500万円 修繕 500万円 ○水災害 500万円 擁壁 700万円 ※工事単価の80%限度	そ 渋谷区内に生垣及び植樹帯を造成する土地の所有者または管理者 年 20~先済滞75歳未満 取 所得1,200万円以下 そ 区内居住1年以上 など	1.0%~ 3.0%	2.6%~ 0.4%	金融機関に一任	可	都市整備部住宅分野 Tel. 03(3228)5581							
										水害予防住宅高床工事補助事業	補助金	○上限200万円	そ 指定地域内の住宅の建築主 ・住民税滞納なし ・工事着工前申込み	-	-	-
中野区	本遊住宅密集地域整備促進事業	一般	補助金	○建築設計費 ○除却費等 ○共同施設整備費	そ 建築地区内において、複数の土地所有者等がその敷地を合併して行う共同建築である ・2年以上継続して建替えを促進すべき建築物等又はその敷地を所有し、建築する者など そ 不燃化促進区域内で耐久建築物を建築しようとする建築主 ・セツクコア717及び特定促進地区以外で要件を満たす区域 ・階数が3階以上の耐久建築物 ・敷地面積500㎡以上(地区面積1,000㎡以上) ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	都市整備部 南野地域まちづくり分野 Tel. 03(3228)8978 中部地域まちづくり分野 Tel. 03(3228)8774 北部地域まちづくり分野 Tel. 03(3228)8727					
												優良建築物等整備事業	補助金	○調査設計計画費 ○土地整備費 ○共同施設整備費など	そ ・セツクコア717及び特定促進地区 ・階数が3階以上の耐久建築物 ・敷地面積300㎡以上(地区面積500㎡以上) ・一定の空地を有する など	-
	都市共同住宅供給事業	一般	補助金	○調査設計計画費 ○建築物除却費 ○共同施設整備費など	そ ・セツクコア717及び特定促進地区 ・階数が3階以上の耐久建築物 ・敷地面積300㎡以上(地区面積500㎡以上) ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅等共同建築物助成	一般	補助金	○調査・設計計画費・建築設計費・共同施設整備費 など(上限4,000万円)	そ 階数が3階以上の耐久建築物 ・敷地面積(合併)200㎡以上 ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生垣・植樹帯の設置助成	一般	補助金	○上限30m	そ 中野区内在住又は在住予定者	-	-	-	-	-	-	都市整備部公園・道路分野 Tel. 03(3228)5531				

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用可能、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構保証(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
豊島区	住宅修繕資金融資あっせん	一般・高齢心障 賃貸住宅所有者 個人(マンション共用部分)	○修繕・増築 ①一般 300万円 ②特別 500万円 (障害者同居、高齢化対応工事、耐震改修など) ○修繕 融資限度額1,000万円(種類により異なる) ○上限300万円 ○上償300万円 ○上償500万円	年 20~70歳未満(完済時) 取 所得100万円以上1,200万円未満 そ 区内居住1年以上 など そ 各住居25㎡以上165㎡以下 (耐震改修工事の場合は25㎡未満も可) ※産婆補助資金の対象者は除く そ 一般に同じ ○個人負担のみ融資対象 ○障害者等同居世帯・耐震改修の場合 ○個人負担のみ融資対象	※1 20~70歳未満 取 収入基準あり など	1.69% 特別 1.13%	0.56% 特別 1.12%	300万円 までは7 年 300 万円超 は10年 以内	担保(300 万円超 の場合) 及び保 証	可	都市整備部住宅課 TEL 03(331)22111 内線3532
						1.69%	0.56%				
						1.13%	1.12%				
						-	2.03%				
杉山区	かけ、壁面改善資金の融資あっせん	一般	○道路に接しているがけ、壁面の改善工事 (上限500万円) ○生垣の造成 9千円/m(改修の場合は半額) ○フェンス緑化 2千円/m(改修の場合は半額) ○構え込みの造成 5千円/m(改修の場合は半額) ○既存塀の取壊し 5千円/m ※上記金額未満の場合は実費 ※1物件当たりの上限50万円	年 20~70歳未満 取 収入基準あり など	-	-	300万円 までは5年 300万円 超及び 期は10年	担保(融資 額100万 円超及び 保証	可	都市整備新土木管理課 TEL 03(331)22111 内線3403	
					-	-					
					-	-					
					-	-					
豊島区	接道部緑化助成	一般	助成金 ○壁面緑化 5千円/m又は助成対象工事実費の1/2のいずれか小さい額 ○屋上緑化 2万円/m又は助成対象工事実費の1/2のいずれか小さい額 ○屋上緑化及び壁面緑化あわせて上限100万円 ○上限40万円	○事前の申請が必要 ・生垣等の長さが2m以上が対象 ・通行部分が建築基準法の道路に面する部分で拡張整備済みであること ・道路境界から2m以内の部分	-	-	-	-	-	都市整備部みどり公園課 TEL 03(331)22111 内線3595	
					-	-					
					-	-					
					-	-					
豊島区	雨水浸透施設設置助成	個人	○工事費の2/3、又は助成単位数×緑化区画面積のいずれか低い方(上限50万円)	○新たに接道緑化を行う者(全面的な改修を含む) ・接道緑化の延長が1m以上 ・接道緑化の前面に、接道緑化を容易に確認できない塀等が設置されないこと ・狭あい・道路のセッティングが必要でないこと ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 この助成制度以外の接道緑化関連助成を受ける者は除外 ・建築物の庇庇による利益を目的とした事業者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外	○敷地面積が1,000㎡未満で個人所有の住宅	-	-	-	-	-	都市整備部建設課 TEL 03(331)22111 内線9423 土木部公園緑地課 TEL 03(3587)4940
						-	-				
						-	-				
						-	-				
豊島区	壁面緑化助成	一般	○工事費の2/3、又は助成単位数×緑化区画面積のいずれか低い方(上限30万円)	○新たに壁面緑化を行う者(全面的な改修を含む) ・緑化区画面積が1㎡以上 ・屋上緑化を行う建築物が、建築基準法その他の法令等に適合すること ・建築物の庇庇による利益を目的とした事業者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 この助成以外の壁面緑化関連助成を受ける者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外 ・新たに壁面緑化を行う者(前年度に改修を含む) ・法令等に適合すること ・緑化区画面積が1㎡以上 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 この助成以外の壁面緑化関連助成を受ける者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外	○新たに壁面緑化を行う者(全面的な改修を含む) ・緑化区画面積が1㎡以上 ・屋上緑化を行う建築物が、建築基準法その他の法令等に適合すること ・建築物の庇庇による利益を目的とした事業者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 この助成以外の壁面緑化関連助成を受ける者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外 ・新たに壁面緑化を行う者(前年度に改修を含む) ・法令等に適合すること ・緑化区画面積が1㎡以上 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体は除外 この助成以外の壁面緑化関連助成を受ける者は除外 ・助成を受けた日から5年未満で改修する者は除外 ・法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為は除外	-	-	-	-	-	-
						-	-				
						-	-				
						-	-				

【注】※1 申込資格(年…年齢要件、所…収入要件、そ…その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 併用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
北区	住宅リフォーム支援事業	一般	利子補給	○1年間に返済した利子の50% (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら又は三親等以内の親族が居住かつ所有する住宅</li> <li>・住民税を滞納していないこと</li> <li>・建築基準法に適合していること など</li> </ul>	-	-	-	金融機関に一任	可	まちづくり部住宅課 TEL 03(3908)9201	
				○50万円/戸								
	三世代住宅建設助成	一般	助成金	○所有権保存登記又は所有権移転登記費用額 (上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三世代住宅を区内に建設、三世代住宅の構成員、住宅の建築主 など</li> <li>・15歳以下の子ども2人以上</li> <li>・区内に親が10年以上上居住</li> <li>・住戸専有面積が55㎡以上 など</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	まちづくり部住宅課 TEL 03(3908)9154
				○分譲マンションハイク- 1.3万円~2万円								
	マンション管理組合	一般	助成金	○劣化診断 20%(上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合の議決</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	まちづくり部住宅課 TEL 03(3908)9176
				○7ハット脚審診断 50%(上限10万円)								
	築壁等安全対策支援事業	一般	助成金	○工事費の5割(上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者、占有者</li> <li>・所有者、占有者</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	まちづくり部住宅課 TEL 03(3908)9154
				○20~200万円								
	建築防災資金の融資あっせん	一般	助成金	○240万円~(その他条件により加算あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃化促進区域域内にある、階数2以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建築する建築主</li> <li>・補助88号緑地区</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	まちづくり部住宅課 TEL 03(3908)9154
				○生垣助成 8千円/m(付 緑地区は12,000円/m)								
	都市防災不燃化促進事業	一般	助成金	○70㎡未満撤去 5千円/m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者、占有者</li> <li>・所有者、占有者</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	まちづくり部住宅課 TEL 03(3908)9154
				※各上限40m								
生涯造成助成	一般	助成金	○塵上緑化、ヘラダ緑化 2万円/1㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら使用する目的での設備又は施工</li> <li>・住民税を滞納していないこと</li> <li>・未使用のものであること</li> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○塵上緑化(上限100万円)									
都市建築物緑化促進助成	一般	助成金	○ヘラダ緑化(上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○壁面緑化 5千円/1㎡(上限20万円)									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○太陽光蓄電システム									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○設置費用の5%以内(上限15万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○太陽熱温水器									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○設置費用の5%以内(上限15万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○CO2冷媒ヒートポンプ給湯器									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○設置費用の10%以内(上限5万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○潜熱回収型給湯器									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○設置費用の10%以内(上限2万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○ガス発電給湯器									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○設置費用の10%以内(上限5万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○家庭用燃料電池装置									
新エネルギー及び省エネルギー機器導入助成	一般	助成金	○設置費用の10%以内(上限10万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年度内この助成を受けていないこと</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	生活環境部環境課 TEL 03(3908)8618	
			○蓄熱性塗料									

【注】※1 申込資格(年齢…年齢要件、収入…収入要件、その他要件) ※2 公庫融資併用(要…併用が要件、可…併用できる、不可…併用できない)  
 【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
	住宅建設・購入資金融資あっせん	一般	○建設・購入・中古 2,000万円	年 20~70歳以下(完済時80歳以下) 取 所得1,200万円以下 そ 区内居住1年以上 ・住民税等の滞納なし	0.90%		利子補給期間 10年以内		都市整備部住環境整備課 Tel. 03(3802)3111 内線2824			
	住宅増・修築資金融資あっせん	利子補給	○増築・修築 20~500万円	年 20~80歳以下(完済時) 取 所得1,200万円以下 そ 対象となる住宅に引継1年以上居住 ・住民税等の滞納なし	2.1% 高齢心障 1.8%	0.9% 高齢心障 1.2%	7年以内					
	住宅増・修築資金融資あっせん (マンション改良)	一般・高齢 心障・個人	○増築・修築 20~500万円	年 20~80歳以下(完済時) 取 所得1,200万円以下 そ 対象となる住宅に引継1年以上居住 ・申込人が居住する共同住宅(賃貸を除く) 共用部分 ・住民税等の滞納なし								
	都市防災不燃化促進事業		○200万円~ ※延べ床面積・条件により加算あり	○補助90号線第一地区 ・補助90号線第二地区 (平成19年度事業期間終了予定) ・住民税等の滞納なし						土木部公園緑地課 Tel. 03(3802)3111 内線2761		
荒川区	生理造成助成	個人・中小 企業者・公 益法人等	○生理造成 工事に要した費用の1/2 (上限14万円/m) ○生理造成に伴うラフカット撤去 工事に要した費用の1/2 (上限6千円/m)	○住宅の屋根等に設置し、電力会社と電力受 検契約等を締結できるもの ○助成単価は太陽電池モジュールの1kw当たり2万円 (上限20万円)								
	エコ助成(家庭用燃料電池装置設置)	個人	○定格出力が1kw級の定置用燃料電池装置 ○設置に伴う配管や配線に要した費用の1/2 (上限10万円)	○太陽光を反射し、塗装面の蓄熱を抑制する 塗装であるもの ○助成単価は塗装1㎡当たり2千円 (上限20万円)								
	エコ助成(太陽光発電システム機器設置)		○建築物の屋根部分に草花・樹木等を植栽するもの (最小施工面積2㎡) ○助成単価は1㎡当たり2万円と施工費用の1/2のうち 小さい額(上限30万円)	○建築物の外壁部分に補助器具等を設置し、壁前植栽 するもの(最小施工面積2㎡) ○助成単価は1㎡当たり1万円と施工費用の1/2のうち 小さい額(上限30万円)								
	エコ助成(断熱性塗装施工)		○貯水タンクの容量が1000ℓ以上で、屋根面等から 雨水を集めるもの ○100ℓ当たり1千円に容積を乗じた額と設置費用の 1/2の額のうち小さい額(上限30万円)									
	エコ助成(屋上緑化施工)	個人又は 区内に事 業所を有 する事業 者	○機器費用に特殊工費の合計額の5%(上限5万円)									
	エコ助成(壁面緑化施工)											
	エコ助成(雨水貯水槽設置)											
	エコ助成(ガスエンジン給油器設置)											

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用可能、可…併用できない、不可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
板橋区	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業者・公益法人等	助成金	○113.5万円～(対象面積に依る)	そ ・事業要件に適合する、建築物を建築する個人など ・補助26号緑板橋地区 ・緑地区 ・事業の整備基準・要件に適合する耐久建築物 ※分譲及び建築物件を除く	-	-	-	-	-	都市整備都市街地整備課 Tel. 03(3579)2554
	民間施設緑化助成(緑道緑化助成)	助成金	○一般地域は工事費の8割以下(上限:高木32000円/本、中木6400円/本、低木800円/本、プロック塀等取り壊し3200円/m) ○緑化推進地域は工事費の10割以下(上限:高木40000円/本、中木8000円/本、低木1000円/本、プロック塀等取り壊し4000円/m) ○総額60万円以下(プロック塀等取り壊しは除く) ○工事費の3割以下(総額40万円以下) ○出力1kw当たり2.5万円(上限10万円)	そ ・法令に適合する民間建築物の所有者 ・屋上に4m以上の緑化区域を整備 ・区内の自己居住用住宅、若しくは自らの居住の用に供する住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合)にあっては所有者から設置に関する同意を得ていること)	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2596			
									民間施設緑化助成(屋上緑化助成)	一般	○設置に要する経費の5/100(上限4.9万円) ○設置に要する経費の5/100(上限4万円) ○設置に要する経費の5/100(上限3万円) ○設置に要する経費の5/100(上限2万円)
	住宅用太陽光発電システム設置費補助	全額区負担	○住宅等に全額区負担で設置	そ 区内に居住する方	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2594			
									住宅用太陽熱温水器設置費補助 住宅用ガス発電湯器設置補助 住宅用CO2冷暖・トポソフ給湯器設置補助 住宅用潜熱回収型給湯器設置費補助	補助金	○設置に要する経費の5/100(上限4.9万円) ○設置に要する経費の5/100(上限4万円) ○設置に要する経費の5/100(上限3万円) ○設置に要する経費の5/100(上限2万円)
	雨水透過ます設置費補助	補助金	○住宅等に全額区負担で設置	そ 区内に居住する方	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2594			
									雨水貯留タンク購入費補助	補助金	○住宅等に全額区負担で設置 ○購入費の1/2(上限22500円) ○分析調査費の1/2(千円未満切捨、上限10万円)
	緑地区7x8x1m分析調査費補助	補助金	○住宅等に全額区負担で設置 ○購入費の1/2(上限22500円) ○分析調査費の1/2(千円未満切捨、上限10万円)	そ 区内に所在建築物 ・年度内1回 ・専門検査機関による分析調査	-	-	-	資源環境部環境保全課 Tel. 03(3579)2594			

【注】※1 申込資格(年齢・収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象 <small>一般国民等 高齢者等</small>	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証 [一任]	公庫融資 費用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
練馬区	住宅修築資金融資あっせん	個人	利子補給	○増改築・災害 500万円 ※危険なブロック塀の改修(収入制限なし) ○10万円～500万円	年 20～70歳未満(若年時) 取 所得1,200万円以下 そ 区内居住1年以上 ・住民税滞納なし など	0.0%～2.2%	0.0%～2.2%	7年	金融機関 [一任]	可	都市整備部住宅課 TEL 03(3993)1111 内線8881	
	住宅修築資金融資あっせん (ワンストップ改良)			○1mにつき1万円(ただし、所要経費が1万円未満の場合)は所要経費の額) ○既存撤去:1mにつき1万円(ただし、所要経費が1万円未満の場合は所要経費の額※生垣を設置する場所にある既存塀が助成対象) ○上限80万円(生垣設置と既存撤去の合計)	そ 生垣を設置する土地の所有者又は管理者 ・生垣が道路に面していること ・生垣と道路との間に隙が狭いこと ・生垣の延長が1m以上あること ・生垣の高さが設置時に1m以上あること ・樹木が1m当たり3本程度植栽されていること ・住宅販売などの営利を目的とした事業者でないこと など(他詳細要件、条件あり)	-	-	7年以内	-	-	土木部公園緑地緑化審査係 TEL 03(5984)2406	
練馬区	練馬区みどりの街並みづくり助成制度 ①生け垣北助成			○1mにつき2万円(ただし、所要経費の1/2が2万円未満の場合は所要経費の1/2) ○上限80万円	そ 生垣設置が可能な建築物の所有者又は管理者 ・建築物で人の出入りおよび利用者が可能な屋上であること ・建築基準法その他の法令等に適合し、屋上緑化が可能なおこと ・建築物の検査済証が交付されていること ・営利の集積を目的とした屋上(ピヤガーテンなど)でないこと ・新たな屋上緑化を行う工事であること ・緑化区画が1m以上であること ・フランチーで男用トイレは500以上の容器を使用すること ・住宅販売などの営利を目的とした事業者でないこと など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	-	
	練馬区みどりの街並みづくり助成制度 ②屋上緑化		助成金	○緑化区画1mにつき5千円(ただし、所要経費が5千円未満の場合は所要経費の額) ○芝はん補助資材を使用する場合は、芝はん補助資材の面積1mにつき1万円(ただし、所要経費が1万円未満の場合は所要経費の額) ○上限80万円	そ 屋上緑化可能な建築物の所有者又は管理者 ・建築基準法その他の法令等に適合し、屋上緑化が可能なおこと ・建築物の検査済証が交付されていること ・緑化する建築物の壁面から敷地の境界まで1m以上離れていること ・緑化区画面積が1m以上あり、延長1mあたり3株以上多年生のつる植物を植栽すること ・芝はん補助資材を設置する場合はその面積が2m以上あり、十分な遮度を有していること ・住宅販売などの営利を目的とした事業者でないこと など(他詳細要件、条件あり)	-	-	-	-	-	-	
練馬区	建築物アスベスト調査結果の助成制度 吹きつけアスベスト等除去工事助成制度			○10万円/戸	そ 建築物が練馬区内にあること ・助成対象者は、練馬区に居住 ・対象建築物 ①練馬区内に所在する民間の建築物等であること ②平成9年3月31日以前に建設されたものであること ③平成19年4月1日以前にアスベスト除去工事を行うものであること ④アスベスト除去工事後も引き続き年間継続的に利用するものであること ・助成対象者 ①建築物等の所有している個人又は中小企業者等の代表者で、住民税を完納している者 ・対象工事 ①露出したアスベスト等の除去 ②建築物等の追設修(修繕、模様替えおよび増築)に伴って行われる既にある壁・込み又は天井に吹きつけアスベスト等の除去工事	1.1	1.1	7	-	-	-	環境保全課環境第一係 TEL 03(3993)1111

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない) 【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構保証を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。



平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課			
						本人負担	自治体負担							
練馬区	住宅用太陽光発電設備設置費補助	一般	補助	○0.9万円または設置に係る費用総額の1/2のいずれか低い方 ・定格出力が1kw以上 ・補助を受けようとする太陽光発電設備を含む電力供給契約を電力会社との間で締結することができる見込みのもの ○1万5千円又は設置に係る費用総額の1/2のいずれか低い方 ○2万5千円または設置に係る費用総額の1/2のいずれか低い方 ○2万5千円または設置に係る費用総額の1/2のいずれか低い方	そ、いすれも未使用のもの、設置前(契約前)に補助申請したもの ・区内の住宅(住宅太陽光発電設備)については共同住宅は対象外に、補助の対象となる設備等を設置する個人 ・補助の対象となる設備等を設置する住宅を所有又は賃借し(住宅太陽光発電設備)については賃借した住宅は対象外、その住宅に自ら居住している(する)ものは対象外、その住宅に同一種類の設備等について、平成19年度の練馬区民税を滞納していないこと ・太陽光発電設備を除き、設置する住宅が賃貸住宅の場合は所有者の同意が必要 場合によっては事業所を含む住宅又は事業所にあっては、省エネルギーの取り組みを行うために使用すること ・補助申請する設備と同一種類の設備等について、区の補助金を受けまたは申請していないこと ・平成19年度の練馬区民税を滞納していないこと	-	-	-	-	-	環境政策課庶務係 TEL 03(3984)1053			
	自然冷暖ヒートポンプ給湯器設置費補助			そ、区内の住宅又は事業所を含む住宅又は事業所にあっては、省エネルギーの取り組みを行うために使用すること	-	-	-	-	-	建築部副参事(耐震化促進) 耐震化促進担当 TEL 03(3880)5317				
	省エネナビ			そ、自己所有住宅(分譲マンション専有部分含む)対象工事金額の10%(上限30万円) ○増築、改修工事で下記の内容を含むもの 段差解消、子供部屋増設、多世代家族入居のための間取変更、7.5㎡以上対外工事 ○対象工事金額の10%(上限30万円)	そ、区内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する方 ・最近1年間の税の滞納がない方 ・取次金融機関の保証会社等の保証を受けられる方 ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結していること ・区内の自ら居住する住宅に設置すること	-	-	-	-	-	環境部温暖化対策課 TEL 03(3880)5935			
	住宅改良助成事業			マンション管理組合	補助金	○7万円/1KW(上限30万円)	そ、対象工事は段差解消などを中心とした改修に限る	-	-	-	-	可(条件による)	-	
	住宅用太陽光発電システム設置費金融貸あっせん及び利子等補助			一般	利子補助	○住宅用太陽光発電システム設置費補助金額を差し引いた額(上限500万円)	そ、区内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する方 ・最近1年間の税の滞納がない方 ・取次金融機関の保証会社等の保証を受けられる方 ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結していること ・区内の自ら居住する住宅に設置すること	-	-	-	-	可	-	
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金			一般	補助金	○本体価格及び設置工事費の合計金額(消費税含む)の1/2(ただし100円未満は切り捨て)1家建てまで(上限1基あたり250000円)(特定地域割り増しあり、要問合せ) ○本体購入価格(税込)の1/2(上限25000円)	そ、すでに2基までの補助金を受けていない区民 ・適切に機器を管理し、雨水利用の推進に努められる方 ・雨水タンク購入後6ヶ月を経過していないこと	-	-	-	-	-	-	-
	小型雨水貯留槽購入費補助金			一般	補助金	○本体価格及び設置工事費の合計金額(消費税含む)の1/2(ただし100円未満は切り捨て)1家建てまで(上限1基あたり250000円)(特定地域割り増しあり、要問合せ) ○本体購入価格(税込)の1/2(上限25000円)	そ、区内在住で、平成18年4月以降に、この補助金を受給していないこと ・区内の家庭で利用し、報告書の記入・提出が可能な方 小規模・中規模・大規模・大規模(大規模) 補助金で重ならない給付の内部譲渡者 中規模・学齢以上で65歳未満、下肢体幹2級以上又は補助金で重ならない給付の内部譲渡者 区内移動設備：学齢以上で下肢・下肢障害1級の者又は補助金で重ならない給付の内部譲渡者 ・不燃化促進区域内に耐火又は一定の基準を満たす連防火建築物を建築する個人など(販売用は不可) ・補助136号線西原～梅田、同原～本木 ・補助138号線西新井駅西口1工区 ・補助138号線西新井駅西口3工区	-	-	-	-	-	障害福祉課 TEL 03(3880)5255 各福祉事務所	
	生ごみ処理機・コンポスト化容器購入補助金			身障	補助金	○在宅生活を営むための住宅設備改善(小規模・中規模・大規模・大規模) ○220万円～ ※建築面積・条件により加算あり	そ、区内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する方 ・最近1年間の税の滞納がない方 ・取次金融機関の保証会社等の保証を受けられる方 ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結していること ・区内の自ら居住する住宅に設置すること	-	-	-	-	-	-	-
	住宅設備改善費の給付			個人・中小企業・公益法人等	補助金	○生垣設置 1.2万円/m ○構地地の設置 1.2万円/m <sup>2</sup> ○7.5m等緑化の設置 2千円/m <sup>2</sup> ○塀の撤去 5千円/m <sup>2</sup> ※合計で上限30万円 ○壁面緑化(草木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化(樹木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化 工事費の1/2または5千円/m <sup>2</sup> の小さい方 助成金額限度額50万円	そ、区内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する方 ・最近1年間の税の滞納がない方 ・取次金融機関の保証会社等の保証を受けられる方 ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結していること ・区内の自ら居住する住宅に設置すること	-	-	-	-	-	都市整備部都市環境整備担当 TEL 03(3880)5181	
	接道部緑化工事助成制度			一般	補助金	○壁面緑化(草木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化(樹木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化 工事費の1/2または5千円/m <sup>2</sup> の小さい方 助成金額限度額50万円	そ、区内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する方 ・最近1年間の税の滞納がない方 ・取次金融機関の保証会社等の保証を受けられる方 ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結していること ・区内の自ら居住する住宅に設置すること	-	-	-	-	-	-	都市整備部まちづくり課 TEL 03(3880)5188
建築物緑化工事助成制度	一般	補助金	○壁面緑化(草木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化(樹木) 工事費の1/2または3万円/m <sup>2</sup> の小さい方 ○壁面緑化 工事費の1/2または5千円/m <sup>2</sup> の小さい方 助成金額限度額50万円	そ、区内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する方 ・最近1年間の税の滞納がない方 ・取次金融機関の保証会社等の保証を受けられる方 ・電力会社と系統連携に伴う電力受給契約を締結していること ・区内の自ら居住する住宅に設置すること	-	-	-	-	-	-	都市整備部まちづくり課 TEL 03(3880)5188			

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない) 【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構保証料を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年率)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課	
						本人負担	自治体負担					
葛飾区	都市共同建築物助成	一般	○調査設計料 ○建築物除却費 ○共同施設整備費 など	そ ・センターコアE17及び特定促進地区 ・階数が8階以上の耐火建築物 ・敷地面積300㎡以上(地区面積500㎡以上) ・一定の空地を有する など	-	-	-	-	-	-	住環境整備課 TEL 03(5654)8352	
			○調査設計料 ○公開性空地整備費 ○共用通行部分加算額 など (上限300万円)	そ ・敷地等の面積の5%以上を公開性空地に整備 ・建築物の1/3以上は住宅に供する ・共同建築物を建築する所有者等が居住	-	-	-	-	-	-	-	建築課計画設備係 TEL 03(5654)8355
	都市防災不燃化促進事業	個人・中小企業者・公益法人	助成金	○建築費の一部として、(原則)3階までの延床面積に応じて区が定めた額 (上限1,108.8万円) ※共同・住宅供給料等の加算あり ○100～500㎡の指定製品 本体・設置費の1/2(上限2.5万円) ○500超～1,000㎡ 本体・設置費の1/2(上限5千円/100㎡分)	そ 不燃化促進区域に一定基準を満たす耐火建築物を建築	-	-	-	-	-	環境部環境課 TEL 03(5654)8237	
	雨水貯水槽設置費補助	一般	助成金	○屋上緑化・壁面緑化・ソーラーエアーヒーティング・風力発電設備・雨水貯留設備 各500万円 (上限100万円) ※信用保証料区負担 ○3万円/KW (上限12万円) ○生理助成 1.3万円/㎡ (上限100万円) ○生理助成に伴うPOP等撤去 8千円/㎡ (上限100万円) ○屋上緑化(屋根のないハランが含む) 1万円/㎡ ○壁面緑化 5千円/㎡ ※上記金額、又は対象工事費の1/2のいずれか低い金額 (屋上緑化・壁面緑化合せて上限30万円)	そ ・区内住宅等に設置 ・設置者本人が引き継ぎ利用 ・一つの建物につき一台	-	-	-	-	-	環境部環境課 TEL 03(5654)8239	
	地球環境保全融資あっせん	一般	利子補給・信用保証料補助	○屋上緑化・壁面緑化・ソーラーエアーヒーティング・風力発電設備・雨水貯留設備 各500万円 (上限100万円) ※信用保証料区負担 ○3万円/KW (上限12万円) ○生理助成 1.3万円/㎡ (上限100万円) ○生理助成に伴うPOP等撤去 8千円/㎡ (上限100万円) ○屋上緑化(屋根のないハランが含む) 1万円/㎡ ○壁面緑化 5千円/㎡ ※上記金額、又は対象工事費の1/2のいずれか低い金額 (屋上緑化・壁面緑化合せて上限30万円)	そ ・区内の自己居住住宅に設置 ・1KW以上の新品の設備を設備前に申込み ・幅4m以上の道路に採している ・生理の延長が2m以上 など	0.60%	1.4%	5年	原則無担保・保証方法は金融機関に一任	-	-	環境部環境課 TEL 03(5654)8237
	太陽光発電システム設置助成	一般	直接貸付	○屋上緑化・壁面緑化合せて上限30万円	そ ・幅4m以上の道路に採っている ・生理の延長が2m以上 など	-	-	-	-	-	環境部環境課 TEL 03(5654)8239	
	生理助成補助	一般	助成金	○屋上緑化(屋根のないハランが含む) 1万円/㎡ ○壁面緑化 5千円/㎡ ※上記金額、又は対象工事費の1/2のいずれか低い金額 (屋上緑化・壁面緑化合せて上限30万円)	そ ・敷地面積が1,000㎡未満で ・緑化する面積が2㎡以上 など	-	-	-	-	-	環境部環境課 TEL 03(5654)8239	
	街づくり宅地資金貸付	一般	直接貸付	○宅地購入 1,500万円	取 返済額年収の30%以下	-	-	20年	抵当権及び保証	-	都市開発部住宅課 TEL 03(5662)0517	
	住宅リフォーム資金融資あっせん	一般	利子補給	○増改築 500万円 ※工事費の80%限度	取 年収返済額の3倍以上 そ ・区内居住 ・区民税の滞納なし など	2.0%	1.1%	10年	その他	可	福祉部すこやか熟年課 TEL 03(5662)0043	
	江戸川区	三世代同居住宅資金貸付	高齢者	直接貸付	○新築・購入・増改築 各650万円	取 返済能力があること そ ・区内居住が9ヶ月以上 ・区民税の滞納なし など	-	-	14年	連帯保証人	-	福祉部すこやか熟年課 TEL 03(5662)0052
住まいの改造助成(熟年者)		熟年者	直接貸付	○助成上限無し(介護保険の住宅改修優先)	そ 区内で行われる耐震・区画整理に伴い移転等が必要となった賃貸契約の対象者	-	-	-	-	-	福祉部すこやか熟年課 TEL 03(5662)0043	
住まいの改造助成(障害者)		身障者	直接貸付	○助成上限無し 東京都重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業が優先	そ 車イス等を使用している熟年者 年 60歳未満 年 60歳未満	-	-	-	-	-	福祉部障害者福祉課 TEL 03(5662)0052	
街づくり移転資金貸付		一般	直接貸付	○移転補償金に相当する額の1/2以内 (上限3,000万円) ○新築・購入・増改築(上限550万円)	そ 区内で行われる耐震・区画整理に伴い移転等が必要となった賃貸契約の対象者	-	-	10・15・20年	抵当権及び保証	可	土木部庶務課 TEL 03(5662)8376 福祉部障害者福祉課 TEL 03(5662)0062	
心身障害者住宅整備資金貸付	心障者	直接貸付	○新築・購入・増改築(上限550万円)	取 返済額年収の30%以下 そ ・区内居住が9ヶ月以上 ・区民税の滞納なし など	2.0%	-	14年	連帯保証人	可	福祉部障害者福祉課 TEL 03(5662)0062		

【注】※1 申込資格(年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額は、住宅金融支援機構補給融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
八王子市	生け垣造成補助制度	個人及び法人(専ら目的として行う者を除く)	補助金	○造成費用の4/5 標準仕様 補助単価1万円/m(上限12万円) 上記以外 補助単価5千円/m(上限6万円) ○設置に要した費用と雑費工事費のいずれか少ない額の1/2 浸透ます (上限7万円) 浸透管 (上限2万円) ○本体購入価格の1/2(上限2万円)	そ 市内に所在する土地を所有又は使用する者 ・市税の滞納なし そ 市内に建物もしくはその敷地を所有している者 又は所有する者の同意を得た者 ・市税の滞納なし	-	-	-	-	-	環境部環境保全課 TEL 042(620)7268
	雨水浸透施設設置補助金	一般	補助金	○建設・購入・増設費、修繕(上限800万円) ○世帯の所得により、1.5万円～3万円/月 ※家賃の1/2まで	そ 世帯の所得1,935,000円以下 20～75歳以下(完済時) 取 世帯合計所得が600万円以下 そ 市内居住2年以上 など 取 取 世帯の所得1～3級(優の手帳) 知的障害者1～3級 ・市内に3年以上住民登録あり(連帯日4月1日) そ 20歳未満の児童を監護 取 所得が児童扶養手当支給範囲 そ 市内6ヶ月以上居住、長年の共同住宅等 ・住宅、駐車場、グラウンド等 そ 4層以上の道路から5m以内の生垣 など ・接道延長9m以内 ○高木15,000円/本など(上限60万円) ○フロック等撤去4,000円/m(上限30万円) ○本体価格の1/2程度(上限3万円)	-	-	-	-	-	環境部水循環課 TEL 042(620)7291
	雨水貯留槽設置補助金	一般	補助金	○1万円/月 ○雨水浸透ます、雨水浸透トンチ(上限 敷地面積1㎡以内につき千円を乗じた額) ○生垣補助2,000円/m ○高木15,000円/本など(上限60万円) ○フロック等撤去4,000円/m(上限30万円) ○本体価格の1/2程度(上限3万円)	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 042(523)2111	
	住宅建築資金等利子補給制度	一般	利子補給	○世帯の所得により、1.5万円～3万円/月 ※家賃の1/2まで	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 042(523)2111	
武蔵野市	心身障害者住宅費助成	身体知的障害者	補助金	○1万円/月	そ 障害 身体障害者1～4級 知的障害者1～3級(優の手帳) ・市内に3年以上住民登録あり(連帯日4月1日)	-	-	-	-	-	障害者福祉課 TEL 0422(60)1847
	ひとり親家庭住宅費助成	ひとり親家庭	補助金	○1万円/月	取 所得が児童扶養手当支給範囲 そ 市内6ヶ月以上居住、長年の共同住宅等 ・住宅、駐車場、グラウンド等	-	18歳が20歳未満	-	-	-	子ども家庭課 TEL 0422(60)1852
	雨水浸透施設設置費助成	一般・雨水流出抑制	助成金	○雨水浸透ます、雨水浸透トンチ(上限 敷地面積1㎡以内につき千円を乗じた額) ○生垣補助2,000円/m ○高木15,000円/本など(上限60万円) ○フロック等撤去4,000円/m(上限30万円) ○本体価格の1/2程度(上限3万円)	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1847	
	接道部緑化助成	一般・環境共生	補助金	○1万円/月	取 所得が児童扶養手当支給範囲 そ 市内6ヶ月以上居住、長年の共同住宅等 ・住宅、駐車場、グラウンド等	-	-	-	-	-	子ども家庭課 TEL 0422(60)1852
	家庭用生ごみ処理機器購入費補助	市内在住者	補助金	○100万円以内の借入金 ※6千円/月 ○改修 48万円 ○補強 24万円 ○3%/年を超えない範囲	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1847	
	フローリング等改善補助金制度	市内在住者	補助金	○100万円以内の借入金 ※6千円/月 ○改修 48万円 ○補強 24万円 ○3%/年を超えない範囲	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1847	
	フローリング等改善資金借入金利子補給制度	市内在住者	補助金	○100万円以内の借入金 ※6千円/月 ○改修 48万円 ○補強 24万円 ○3%/年を超えない範囲	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1847	
	住まいの防犯助成	市内在住者	補助金	○100万円以内の借入金 ※6千円/月 ○改修 48万円 ○補強 24万円 ○3%/年を超えない範囲	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1847	
	二酸化炭素排出削減行動助成制度	一般	補助金	○家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(10万円、設置費用の1/2上限) ○住宅用ガス給湯器 (4万円、設置費用の1/2上限) ○住宅用蓄熱暖房器具給湯器(2万円、設置費用の1/2上限) ○住宅用CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(3万円、設置費用の1/2上限) ○住宅用太陽光発電システム(9万円/kw 上限36万円、ただし設置費用の1/2上限) ○住宅用太陽熱温水器(5万円、設置費用の1/2上限)	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1905 環境生活部環境政策課 TEL 0422(60)1841	
	住まいの防犯助成	市内在住者	補助金	○100万円以内の借入金 ※6千円/月 ○改修 48万円 ○補強 24万円 ○3%/年を超えない範囲	銀行金利 -市負担	銀行金利の1/2(1%以内)	5年以上	金融機関に一任	可	都市建設部住宅課 TEL 0422(60)1847	

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない) ※3 債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構補給融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
三鷹市	住宅ハ・リペア-改修助成制度	一般	助成金	○ハ・リペア-改修工事 ※工事費の20%上限15万円 ○利用者負担無し	そ 市内居住 市内建築業者に発注 など 年齢が65歳以上	-	-	-	-	可	都市整備部手づくり建築課 TEL 0422(45)1151 内2867
	住宅改修ハ・リペア-	高齢者									健康福祉部高齢者支援課 TEL 0422(45)1151 内線2624
	生垣助成制度			○生垣助成 1.4万円/m(上限30m) ○70㎡/坪等撤去 1万円/m(上限30m) その他	そ 設置箇所が道路に面している 延長が9m以上であること	-	-	-	-	-	都市整備部緑之公園課 TEL 0422(45)1151 内2834
	雨水小型貯留助成		助成金	○本体価格の1/2(上限5万円) ○個人負担無し	そ 1,000㎡以下の雨水小型貯留槽を市内に設置した住民等 そ 市内の既存の個人住宅と個人所有の共同住宅 (15世帯未満)	-	-	-	-	-	都市整備部下水道課 TEL 0422(45)1151 内2873
	雨水浸透ます設置事業	一般		○最大出量×5万円/1kW(上限20万円) ○購入費×1/2(上限2万円)	そ 市内で行った設備の新設(太陽光・風力発電など)	-	-	-	-	-	生活環境部環境対策課 TEL 0422(45)1151 内2523
	新エネルギー導入助成金			○最大出量×5万円/1kW(上限20万円) ○購入費×1/2(上限2万円)	そ 家庭用ごみ処理装置を購入し、市内に設置した住民	-	-	-	-	-	生活環境部ごみ対策課 TEL 0422(45)1151 内2533
	家庭用生ごみ処理装置等購入助成 制度			○調査機関の目視調査と定率定量分析調査に係る経費 (1/2)	そ 平成18年8月31日以前の建物で、自ら居住している 住戸部分	5.5%以内	最7年 公庫利率	20年	担保及 び保証	可	建設部管理課 TEL 0428(22)1111
	アスベスト調査費助成			○宅地購入 1,400万円 ○建設・購入・中古 各1,000万円 ○増改築 1,000万円 ○リフォーム 200万円	取得 1,200万円以下 年 20~70歳以下 (継続償還制度あり)	5.5%以内	最7年 公庫利率	20年	担保及 び保証	可	建設部管理課 TEL 0428(22)1111
	宅地取得資金融資		利子補給	○調査機関の目視調査と定率定量分析調査に係る経費 (1/2)	取得 1,200万円以下 年 20~70歳以下 (継続償還制度あり)	5.5%以内	最7年 公庫利率	20年	担保及 び保証	可	建設部管理課 TEL 0428(22)1111
	住宅取得資金融資			○調査機関の目視調査と定率定量分析調査に係る経費 (1/2)	取得 1,200万円以下 年 20~70歳以下 (継続償還制度あり)	5.5%以内	最7年 公庫利率	20年	担保及 び保証	可	建設部管理課 TEL 0428(22)1111
青梅市	青梅市雨水浸透施設補助金	一般	補助金	○標準工事単価に必要数量を乗じて得た額 (上限20万円) ○本体価格および工事費等にかかる費用の1/2の額 (上限10万円) ○生垣補助4,000円/1m ○ブロック塀等撤去2,500/1m	そ 対象区域域内に住宅を所有又は使用する個人 前年度の市税の滞納なし 前年度の市税の滞納なし 前年度の市税の滞納なし 設置箇所が道路に面している 延長が9m以上であること 5年以上保存業	-	-	-	-	上下水道部下水道課 TEL 04288(22)1111	
	青梅市雨水小型貯留槽設置補助金										都市開発部公園緑地課 TEL 04288(22)1111
	青梅市生垣設置費補助										水と緑事業本部公園緑地課 TEL 0423355/4315
	生垣造成奨励金制度		奨励金	○生垣助成 6千円/m (1mにつき工事費の1/2以内、上限30m) ○生垣造成に伴う70㎡/坪撤去 5千円/m (後述部分) ○別に定める農業工事費価格×50/100 (千円未満切捨、上限10万円) ○4万円/kw×太陽光パネルを構成する太陽電池 モジュールの最大出力値(単位はkw、小数点以下 第3位を四捨五入) (千円未満の端数切捨、上限12万円) ○一律4万円	そ 道路に接する長さ3m以上、高さ0.8m以上で1mの間 に3本以上の樹木が植えられている新設の生垣	-	-	-	-	-	環境安全部環境対策課 TEL 0423355/4196
府中市	府中市エコバス設備補助金交付制度 (雨水浸透施設)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (住宅用太陽光発電システム)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (太陽熱高度利用システム)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (家庭用燃料電池コージェネレーションシ ステム)	一般	補助金	○4万円/kw×太陽光パネルを構成する設備の出力 値(単位はkw、小数点以下第3位を四捨五入) (千円未満の端数切捨、上限12万円) ○雨水貯留槽本体と架台の購入に要する費用の 30/100に相当する額(千円未満の端数切捨)×必要 数量(上限2.5万円) ○一律4万円	そ 地方税を滞納していない者 そ 地方税を滞納していない者 そ 地方税を滞納していない者 そ 地方税を滞納していない者	-	-	-	-	-	
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (雨水貯留槽)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (ガスエンジン給湯器)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (省エネルギー給湯器)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (省エネルギー給湯器)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (省エネルギー給湯器)										
	府中市エコバス設備補助金交付制度 (省エネルギー給湯器)										

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用可能、可…併用できない) 【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構補助金を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)	償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課			
昭島市	市民生活資金融資あっせん 屋上緑化助成 保存樹木樹林助成 生け垣助成 雨水浸透施設設置助成 雨水貯留槽設置助成	一般	預託	○住宅・附属設備の補修・改築のみ(上限各100万円) ○樹木30cm以上・5m以内 ○樹木なし、1.8万円/1㎡で工事費の1/2以内(上限40万円) ○樹木、高さ10m以上、地上から1.5mの高さの幹の周囲1.5m以上について、建定に要する費用の2/3(上限10万円/本) ○樹林 300㎡以上の土地に林立するもの10円/㎡ ○公園樹林 当該土地に係る当該年度分の固定資産税・都市計画税合計額の50/100以内 ○生け垣造成 1万円/㎡(上限20万円) ○7㎡/㎡等の撤去 6千円/㎡(上限12万円)	○市内居住1年以上 ○市内に新たに造成される緑化区域3㎡以上の建物 ○市税の滞納なし ○市税及び国民健康保険税の滞納なし	貸付 貸付 貸付 貸付 貸付 貸付	5年	保証のみ	可	市民部生活コミュニティ課 TEL 042(545)0230 環境部環境課 TEL 042(544)5111			
			補助金	○新築・購入・中古 各400万円 ○増改築・修繕・造園工事・太陽熱利用温水器 各300万円 ○快適生活・二世帯住宅・太陽光等利用・健康生活適用住宅改修工事(工事費の10%、上限20万円)	○最終償還時70歳未満 ○所得700万円以下 ○市内居住2年以上 など ○工事着手前申請 ○市内居住 ○住宅の所有者等 ○市税の滞納なし ○年度内工事完了 ○違反建築物以外 など	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○生計困難者(所得700万円以下)の40% ただし、市税滞納なし	可	都市整備部下水道課 TEL 042(544)5111 水道部工務課 TEL 042(543)6114 都市整備部住宅課 TEL 042(481)7141				
			補助金	○生垣新設(既存撤去共) (上限1万円/㎡)	○耐久性向上改修工事・加齢対応型住宅改修工事 ○二世帯住宅改修工事・環境共生住宅改修工事 ○工事費40万円以上 ○改修工事に要した経費の5/100以内(上限10万円) ○同一時期の複合実施は総額の5/100以内(上限各10万円) ○助成金の交付は、助成対象住宅1棟につき1回限りとする。	○改修工事着手前に申請 ○対象住宅所有及び居住 ○市民税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	10・15年	金融機関に一任	-	環境部緑と公園課 TEL 042(481)7083 都市づくり部住宅課 TEL 042(709)0579		
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711		
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711	
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711
			補助金	○生垣工事 1万4千円/㎡を上限とする実費(上限20m) ○既存ブロック塀撤去 8千円/㎡を限度とする実費(上限20m) ○1キロワット 30,000円(200,000円限度) ○太陽電池出力が10キロワット未満住宅用太陽光システム ○購入費及び設置費の1/2の額とし、1基あたり30,000円が限度 ○市販されている貯水量1,000ℓ以下のもの	○市内に住宅等に居住する個人で税を完納していること。	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	○市税及び国民健康保険税の滞納なし	-	-	-	-	市民部防災安全課 TEL 042(724)2107 環境部環境課 TEL 042(724)2711

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)	償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
小金井市	住宅改修資金あっせん	一般・環境共生	利子補給	○増築・改築・修繕・模様替え・太陽光発電設備等の設置 400万円(上限工事費総額の80%) ○購入額の1/2(上限3万円)	収入能力 ・市内居住1年以上 ・市民税の完納	貸付利率の1/2	10年以内	保証のみ	可	都市整備部まちづくり推進課 住宅係 TEL 042(387)9861
	雨水貯留施設設置費補助金交付制度	一般	補助金	○新しく生垣を作る場合1mにつき、造成費の1/2とし1mにつき造成費の1/2とし、限度額10,500円(上限2万円) ○ブロック塀を築し生垣をつくる場合1mにつき造成費の1/2とし、限度額15,000円(上限3万円) ○1件当たり40万円を限度	・小・中・高以上の学区内に建築物を所有又は使用する者 ・生垣の樹木の長さ3m以上、高さが1m以上	-	-	-	-	環境部環境政策課環境係 TEL 042(387)9817
小平市	雨水浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕・模様替え・太陽光発電(高齢者・心身障害者 各300万円) ○屋根面積1㎡当たり500円 (屋根面積×建築面積×1.3) 屋根面積が100㎡未満の家庭は上限5万円 屋根面積が100㎡以上の家庭は上限500円×屋根面積 ※工事費用と比較して低い方の額を助成	以前の既存建築物 ・市内在住者 ・市民税の完納	-	-	-	-	環境部下水道課業務係 TEL 042(387)9828
	住宅改良資金融資あっせん	一般・高齢者身障	利子補給	○増築・改築・修繕・模様替え・太陽光発電(高齢者・心身障害者 各300万円) ○屋根面積1㎡当たり500円 (屋根面積×建築面積×1.3) 屋根面積が100㎡未満の家庭は上限5万円 屋根面積が100㎡以上の家庭は上限500円×屋根面積 ※工事費用と比較して低い方の額を助成	年20～65歳以下(最終選考時) 収入所得500万円以下 その区域内に建築物を所有又は使用する個人(所有者の同意書を添付)	1.2% (1.0%)	5年(8年)	担保又は保証	可	市民生活部地域文化課 TEL 042(346)9532
日野市	雨水浸透施設設置助成	一般	補助金	○生垣の設置 9割以内 上限14万円/m (1件当たり総額上限28万円) ○既存ブロック塀等撤去 9割以内 上限6千円/m (1件当たり総額上限12万円)	・新たに設置される生垣であること ・幅員4m以上の道路に接する生垣であること ・生垣の総延長は3m以上であること等	-	-	-	-	都市建設部水と緑と公園課 TEL 042(346)9830
	日野市生け垣等設置に関する補助金	一般	補助金	○生け垣 1mあたり5,000円 20mを限度 ○ブロック塀撤去 1mあたり3,000円 20mを限度	・日野市内において土地を所有し、又は使用するもの	-	-	-	-	環境共生部緑と清流課 TEL 042(585)1111
東村山市	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○標準設置工事費の3/4(上限7万円) ○生垣造成 6千円/m (上限12万円) ○70cm厚等撤去 4千円/m (上限8万円)	・市内在住・対象住宅所有 ・市・町民税、固定資産税完納 ・生垣造成は生垣の建設物を所有する者又は設置に關して土地所有者の同意を得た権利者(法人を除く)	-	-	-	-	市民部産業振興課 TEL 042(393)5111
	住宅改修資金融資あっせん	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・市内在住1年以上 ・市民税の滞納なし など	0.0%	90ヶ月	保証のみ	可	都市整備部下水道課 TEL 042(393)5111
国分寺市	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・市内に生垣の造成をしようとする者	-	-	-	-	環境部管理課 TEL 042(393)5111
	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・市内に生垣の造成をしようとする者	-	-	-	-	市民生活部経済課 TEL 042(325)0111
国立市	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・市内に生垣の造成をしようとする者	-	-	-	-	都市建設部緑と水と公園課 TEL 042(325)0111
	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・市内に生垣の造成をしようとする者	-	-	-	-	環境部環境保全課 TEL 042(576)2111
東村山市	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・個人が所有する既存住宅等(新築・増築は対象外)の家の所有者 ・下水道費用料、下水道受益者負担金、市税を滞納していない者	-	-	-	-	下水道課 TEL 042(576)2111
	雨水貯留・浸透施設等設置助成	一般	補助金	○増築・改築・修繕 各400万円 ○太陽熱利用温水器設置 50万円 (リターン57人含む)	・個人が所有する既存住宅等(新築・増築は対象外)の家の所有者 ・下水道費用料、下水道受益者負担金、市税を滞納していない者	-	-	-	-	下水道課 TEL 042(576)2111

【注】※1 申込資格(年齢・収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)	償還期間	担保・保証	公庫融資費用※2	担当課
福生市	生理設置補助等助成	補助金	○生理設置補助 (公道又はこれに準ずる私道に接する部分の生理の延長)×5,000円 (5,000円未満のときはその額、10万円を超えるときは10万円を限度とする) ○上記生理を設置する場合、既存の扉の撤去に要する経費の一部を補助 ・コンクリートブロック等4,000円/㎡(限度額40,000円) ・万年筆・鉛筆等2,000円/㎡(限度額200,000円) ・金網扉等300円/㎡(限度額3,000円)	そ 公道又はこれに準ずる私道に接する部分の延長が5m以上の生理を新たに設置する者	-	-	-	-	-	生活環境部環境緑地課 Tel.042(551)1511
			○保存樹林地等奨励金 ・宅地介在山林園定資産税及び都市計画税の合計額の80%以内の額 ・一般山林23円/㎡ ○保存樹木奨励金 ・2,000円/本 ○保存生理奨励金 ・1,000円/㎡(延長が10mを超えるときは300円/㎡) 生ごみ処理機の価格の2/3(限度額40,000円)	そ 保存樹林地等の指定を受けているもの ・樹木の到来した固定資産税及び都市計画税が完納されていること	-	-	-	-	-	-
	奨励金	○保存樹木奨励金 ・2,000円/本 ○保存生理奨励金 ・1,000円/㎡(延長が10mを超えるときは300円/㎡) 生ごみ処理機の価格の2/3(限度額40,000円)	そ 敷地面積が1,000㎡未満 (宅地開発指導要綱に該当するもの及び仮設住宅は除く)	-	-	-	-	-	都市建設部施設管理課庶務係 Tel.042(539)0872	
	奨励金	○建設・増設・修繕 各500万円(上限工事費の80%) ○生地の新設費用 8千円/㎡(上限24万円) ○既存2階付等階等の撤去 6千円/㎡(上限15万円) ※工事費が、この金額に満たない場合は、それぞれの実費 ○一戸当たり4基まで φ250mm×H800mm 2.5万円/基 φ300mm×H800mm 3.1万円/基 φ350mm×H600mm 4.4万円/基 ○増設・修繕・入れ替え 既設の節約を推進する工事 ○所得額の1/2(上限200万円)	そ 事前申請要。次の①～④全てに該当 ①新たに設置する生け垣 ②生垣用樹木の高さが概ね1m以上 ③生垣の総延長が9m以上 ④道路に面し、消路幅員が4m以上確保 を浸透すを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まつづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く	1.5% 1.4%	10年	保証のみ	可	建設環境部都市整備課 Tel.03(3430)1111		
狛江市	住宅資金融資あっせん	利子補給	○建設・増設・修繕 各500万円(上限工事費の80%) ○生地の新設費用 8千円/㎡(上限24万円) ○既存2階付等階等の撤去 6千円/㎡(上限15万円) ※工事費が、この金額に満たない場合は、それぞれの実費 ○一戸当たり4基まで φ250mm×H800mm 2.5万円/基 φ300mm×H800mm 3.1万円/基 φ350mm×H600mm 4.4万円/基 ○増設・修繕・入れ替え 既設の節約を推進する工事 ○所得額の1/2(上限200万円)	そ 事前申請要。次の①～④全てに該当 ①新たに設置する生け垣 ②生垣用樹木の高さが概ね1m以上 ③生垣の総延長が9m以上 ④道路に面し、消路幅員が4m以上確保 を浸透すを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まつづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く	1.5% 1.4%	10年	保証のみ	可	建設環境部都市整備課 Tel.03(3430)1111	
			補助金	○生地の新設費用 8千円/㎡(上限24万円) ○既存2階付等階等の撤去 6千円/㎡(上限15万円) ※工事費が、この金額に満たない場合は、それぞれの実費 ○一戸当たり4基まで φ250mm×H800mm 2.5万円/基 φ300mm×H800mm 3.1万円/基 φ350mm×H600mm 4.4万円/基 ○増設・修繕・入れ替え 既設の節約を推進する工事 ○所得額の1/2(上限200万円)	そ 事前申請要。次の①～④全てに該当 ①新たに設置する生け垣 ②生垣用樹木の高さが概ね1m以上 ③生垣の総延長が9m以上 ④道路に面し、消路幅員が4m以上確保 を浸透すを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まつづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く	1.5% 1.4%	10年	保証のみ	可	建設環境部都市整備課 Tel.03(3430)1111
	生理造成補助金	補助金	○生地の新設費用 8千円/㎡(上限24万円) ○既存2階付等階等の撤去 6千円/㎡(上限15万円) ※工事費が、この金額に満たない場合は、それぞれの実費 ○一戸当たり4基まで φ250mm×H800mm 2.5万円/基 φ300mm×H800mm 3.1万円/基 φ350mm×H600mm 4.4万円/基 ○増設・修繕・入れ替え 既設の節約を推進する工事 ○所得額の1/2(上限200万円)	そ 事前申請要。次の①～④全てに該当 ①新たに設置する生け垣 ②生垣用樹木の高さが概ね1m以上 ③生垣の総延長が9m以上 ④道路に面し、消路幅員が4m以上確保 を浸透すを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まつづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く	1.5% 1.4%	10年	保証のみ	可	建設環境部都市整備課 Tel.03(3430)1111	
	雨水浸透施設設置助成	給付	○増設・修繕・入れ替え 既設の節約を推進する工事 ○所得額の1/2(上限200万円)	そ 事前申請要。次の①～④全てに該当 ①新たに設置する生け垣 ②生垣用樹木の高さが概ね1m以上 ③生垣の総延長が9m以上 ④道路に面し、消路幅員が4m以上確保 を浸透すを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まつづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く	1.5% 1.4%	10年	保証のみ	可	建設環境部都市整備課 Tel.03(3430)1111	
東大和市	住宅改善資金融資あっせん	預託	○改築・修繕・模様替 市内の建設業者(15万円以上の工事) ※工事費の5%(上限10万円)	そ 市内在住・対象住宅の所有者 ・市税の滞納なし ・市の他の補助金を受けていない ・過去に当該補助金を受けていない	2.0%	6年	金融機関に一任	可	生活環境部都市生活課 Tel.042(563)2111	
			補助金	○改築・修繕・模様替 市内の建設業者(15万円以上の工事) ※工事費の5%(上限10万円)	そ 市内在住・対象住宅の所有者 ・市税の滞納なし ・市の他の補助金を受けていない ・過去に当該補助金を受けていない	2.0%	6年	金融機関に一任	可	生活環境部都市生活課 Tel.042(563)2111
	住宅リフォーム資金助成	補助金	○改築・修繕 100万円	そ 市内居住1年以上 ・自己居住住宅 ・市税の滞納なし ・同一事業所(中小企業)に1年以上勤務し、今後も勤務予定	1.8%	5年	保証のみ	可	市民部産業課 Tel.042(563)2111	
	中小企業勤労者生活資金融資あっせん(住宅等修繕資金)	預託・借付保証料補助	○床面積122㎡以下の自己居住用住宅 30～300万円(上限工事費の80%) ○生理等の総延長(1メートル当たり)1万円を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます) また、限度額は10万円	そ 樹木の高さがおおむね80cm以上であること ・生け垣等の総延長が3m以上であること ・一般の交通の用に供する幅員4m以上(幅員4m未満道路にあつては、道路の中心線から5m以上離れた住宅の敷地内)の道路に面していること ・生け垣等をフェンスなどと併設する場合は、樹木が道路側に植栽されており、樹木の高さがフェンスより高くならないこと	銀行金利 -1%	100万円以下 5年以内 100円単位 借付保証	担保及び保証	-	市民生活部産業課 Tel.042(92)5111	
住宅改良資金融資あっせん	利子補給	○床面積122㎡以下の自己居住用住宅 30～300万円(上限工事費の80%) ○生理等の総延長(1メートル当たり)1万円を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます) また、限度額は10万円	そ 樹木の高さがおおむね80cm以上であること ・生け垣等の総延長が3m以上であること ・一般の交通の用に供する幅員4m以上(幅員4m未満道路にあつては、道路の中心線から5m以上離れた住宅の敷地内)の道路に面していること ・生け垣等をフェンスなどと併設する場合は、樹木が道路側に植栽されており、樹木の高さがフェンスより高くならないこと	銀行金利 -1%	100万円以下 5年以内 100円単位 借付保証	担保及び保証	-	市民生活部産業課 Tel.042(92)5111		
生け垣等設置助成	補助金	○生地の新設費用 8千円/㎡(上限24万円) ○既存2階付等階等の撤去 6千円/㎡(上限15万円) ※工事費が、この金額に満たない場合は、それぞれの実費 ○一戸当たり4基まで φ250mm×H800mm 2.5万円/基 φ300mm×H800mm 3.1万円/基 φ350mm×H600mm 4.4万円/基 ○増設・修繕・入れ替え 既設の節約を推進する工事 ○所得額の1/2(上限200万円)	そ 事前申請要。次の①～④全てに該当 ①新たに設置する生け垣 ②生垣用樹木の高さが概ね1m以上 ③生垣の総延長が9m以上 ④道路に面し、消路幅員が4m以上確保 を浸透すを設置する家屋の所有者。ただし、狛江市まつづくり条例(平成15年条例第12号)第25条の適用を受ける事業者は除く	1.5% 1.4%	10年	保証のみ	可	建設環境部都市整備課 Tel.03(3430)1111		

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない) 【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。



平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成20年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
東京都 東久留米市	雨水貯留浸透施設設置補助金	一般	補助金	○市が補助する金額は設置費用の全部、又は工事内容により一部 ○概算年度面積 浸透ます 1基につき3.6㎡まで 種類 300型 26,000円 種類 250型 23,000円	そ・高さ10m以上、地上1.5mの高さにおける幹の直径50cm以上のもの ・延長が50mを限度、集合住宅については500mを限度とする また、生理の長さは10m以上で、かつ道路面に残しているもの	-	-	-	-	-	環境部環境政策課 Tel. 042(470)7753
				○保存樹木 1本当たり年額34,000円 ○保存生理 1㎡当たり年額300円以内							
	生ごみ処理機購入費助成金	助成金	上限2万円	上限2万円	そ・市民及び市内に事業所を有する者	-	-	-	-	-	こみ対策課 Tel. 042(473)2117 市民生活部地域振興課 Tel. 042(565)1111 内線222 都市環境部都市計画課 Tel.042(338)6817
	生活資金融資(住宅用資金融資)	一般	預託・利子補給	○建設・購入・増築・修繕 各500万円 ○二世帯対応改修工事・ハリアー対応型改修工事 ○環境共生対応改修工事 ○50万円以上の工事で、見積額又は工事金額のいずれか少ない方の額の10% (上限30万円、環境共生対応改修工事は上限15万円) ※ハリアー対応型改修工事は20万円以上の工事 ○新築・増築・改築・修繕 300万円 (アスベスト修繕・耐震改修工事含む)	そ・市内居住1年以上 など そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	1.6%	2% (5年以内)	10・15年	担保・保証人	可	市民生活部地域振興課 Tel. 042(565)1111 内線222 都市環境部都市計画課 Tel.042(338)6817
多摩市	住宅リフォーム資金補助	一般	補助金	○環境共生対応改修工事 ○50万円以上の工事で、見積額又は工事金額のいずれか少ない方の額の10% (上限30万円、環境共生対応改修工事は上限15万円) ※ハリアー対応型改修工事は20万円以上の工事 ○新築・増築・改築・修繕 300万円 (アスベスト修繕・耐震改修工事含む)	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	-	-	-	-	-	こみ対策課 Tel. 042(473)2117 市民生活部地域振興課 Tel. 042(565)1111 内線222 都市環境部都市計画課 Tel.042(338)6817
稲城市	生活資金融資あつせん	一般	利子補給	○建設・購入・中古 各400万円 ○増改築 300万円	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	1.188%	5年	不要	可	生活環境部経済課 Tel. 042(378)2111 内線272	
羽村市	住宅資金融資	一般	利子補給	○建設・購入・中古 各400万円 ○増改築 300万円	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	1.65% 高齢心障 1.1%	10年	担保及び保証	可	建設部施設計画課 Tel. 042(555)1111	
				○雨水浸透ます、雨水浸透タンク(上限40万円)	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	1.1%	5年	不要	可	建設部下水道課 Tel. 042(555)1111	
	雨水浸透施設設置費助成	一般・雨水流出抑制	助成金	○新設 工事経費の1/2(上限20万円) ○既存の溝等を撤去して新たに生理に改造 工事経費の1/2(上限27万円)	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	-	-	-	-	産業環境部環境保全課 Tel. 042(555)1111	
	生理造成補助金	一般	助成金	○建設・購入・中古 各400万円 ○増改築 300万円	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	-	-	-	-	-	環境部環境政策課 Tel. 042(555)1111 (内線251)
あきる野市	あきる野市生ごみ堆肥処理機器購入費補助金 ①家庭用電動式生ごみ堆肥処理機器購入費補助 ②生ごみ堆肥化容器購入費補助	一般	補助金	○購入金額の1/2(上限3万円、100円未満切り捨て) ○購入金額の1/2(上限・地上型3,000円、埋設型5,000円、100円未満切り捨て) ○取得・増改築・修繕 1,000万円	そ・市内に在居の方(世帯主) ・過去にこの補助金を受けていない方、又は交付を受けて3年を経過した方 ・購入前に市へ補助金交付予約手続きをした方 ・継続的に使用できる方 そ・市内に在居の方(世帯主) ・過去にこの補助金を受けていない方、又は交付を受けて3年を経過した方 ・継続的に使用できる方	-	-	-	-	-	環境部環境政策課 Tel. 042(555)1111 (内線251)
				○購入金額の1/2(上限・地上型3,000円、埋設型5,000円、100円未満切り捨て) ○取得・増改築・修繕 1,000万円	そ・市内に在居の方(世帯主) ・過去にこの補助金を受けていない方、又は交付を受けて3年を経過した方 ・購入前に市へ補助金交付予約手続きをした方 ・継続的に使用できる方 そ・市内に在居の方(世帯主) ・過去にこの補助金を受けていない方、又は交付を受けて3年を経過した方 ・継続的に使用できる方	-	-	-	-	-	-
西東京市	勤労者等住宅資金融資あつせん	勤労者等	利子補給	○取得・増改築・修繕 1,000万円	そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者 そ・市民及び市内に事業所を有する者	2.0%	15年以内	金融機関	可	-	市民生活部産業振興課 Tel. 042(64)1311

【注】※1 申込資格(年齢・年齢要件、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない) ※3 借付保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構融資を利用し(財)マンション・管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

平成20年度 東京都区市町村 住宅助成(融資)制度の概要

(平成20年7月現在)

※変更等が行われる場合がありますので、詳しくは各区区市町村にお問い合わせください。

地方公共 団体名	制度名	制度対象	助成方式	融資限度額(助成限度額)	申込資格 ※1	利率(年利)		償還 期間	担保・ 保証	公庫融資 費用※2	担当課
						本人負担	自治体負担				
瑞穂町	生埋設置費用補助 保存樹木・樹林制度	一般	奨励金	○生埋設置事業補助金(上限10万円) ○既存70㎡未満等の撤去費補助金(上限4万円)	そ・新たに設置される生垣で継続的に管理・保存されるもの ・生垣の高さは1m以上 ・生垣の総延長は3m以上 など	-	-	-	-	-	建設課みどり公園係 TEL 042(557)7659
				○保存樹木 6千円/本(3本まで) ○保存農散林 1.8万円(保存樹木を含む) ○保存樹林 都市計画街・固定資産税相当額の80%以内 市街化調整区域 10円/㎡	そ・保存樹木 高さ15m以上又は地上1.5mの幹周りが1.5m以上の樹木 ・保存農散林 住居等のある敷地内で、地上1.5mの幹周りが1.2m以上の樹木が3本以上ある樹木 ・保存樹林 500㎡以上の山林(畑地、工業、準工業、工業専用区域を除く)						
檜原村	若年世帯定住促進事業補助金	若年者	補助金	○証入世帯 建築請負金額又は建物購入価格の10%または100万円のどちらから低い方 ○村内在住世帯 建築請負金額又は建物購入価格の15%または100万円のどちらから低い方	そ 檜原村内の建築業者を使い、檜原産の木材で住宅を新築、又は檜原村内の業者が檜原産の木材で建築した新築家を購入した場合	-	-	-	-	-	総務課 TEL 042(598)1011
				地場産材出荷量 1㎡につき10,000円 限度額：500,000円	そ 地場産材を3㎡以上使用する木造住宅の築、増築、改築をする者						
				30,000円/件 100,000円/件	そ 空き家の買出、売買の希望登録したもの						
				対象経費の1/2(上限100万円)	そ 上記空き家のうち移住者が入居した場合 を 建築10年経過の買出、売買登録した空き家の入居者 決定による改修費						
奥多摩町	若者住宅資金利子補給	一般(若者)	利子補給	○建設・購入・改築 金融機関等からの融資額 500万円以上	そ 登録した空き家への引越費用 そ 登録した空き家の買買、売買をした仲介業者への手数料補助	銀行金利 -貯負担	銀行金利の 1/2(0%上限)	10年以上	金融機関 に一任	可	地域整備課管理係 TEL 0428(83)2111

【注】※1 申込資格(年齢、収入要件、その他要件) ※2 公庫融資費用(要…併用できる、可…併用できない)  
【注】※債務保証に要する保証料額とは、住宅金融支援機構補給金を利用し(財)マンション管理センターに保証委託をする場合の保証料である。

# 耐震診断助成制度一覽

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	所管行政庁 問合せ先		
								担当課	TEL	内線
東京都	東京都マンション耐震診断助成事業	区市町村への補助	・耐火・準耐火構造の分譲マンション ・延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上 ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの	マンションの耐震診断事業を実施している区市町村	— 1/6	—	補助率は区市町村の補助額等により別途要件あり	都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課 マンション 建替調整担当	03-5321-1111	30-344
千代田区	千代田区建築物耐震診断助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している非木造の民間建築物	業務用は中小企業者が所有していること	50万円(H20年度)125万円ただし、緊急輸送道路沿いは200万円(円)	2/10(H20年度)5/10 ただし緊急輸送道路沿いは7.5/10)	業務用は中小企業者が所有する建築物に該当すること	まちづくり推進部建築指導課開発指導主査	03-3264-2111	8234
	千代田区マンション等の耐震促進事業	補助	共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築された建築物も対象とする)	管理組合、賃貸マンション所有者	分譲マンション 350万円 賃貸マンション 200万円	分譲マンション 10/10 賃貸マンション 7.5/10	緊急輸送道路沿道及び住民登録率により、補助率・限度額が変動	まちづくり推進部建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-3264-2111	2824
中央区	住宅・建築物耐震改修等支援事業		昭和56年5月31日以前に建築された中央区区内に存する木造以外の建築物	①共同住宅 診断費用の2/3以下、限度額100万円等 ②その他 診断費用の2/3以下、限度額50万円等	①100万円 ② 50万円	2/3	所有者が法人の場合は、中小企業であることなど	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
港区	耐震診断助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅・病院等		木造10万～15万円 非木造100万～200万円 延べ面積が5000㎡以上で住戸数が60戸以上の共同住宅は住戸数に対応して200～250万円	木造 7/10 非木造 6.5/10		環境・街づくり支援部 都市計画課定住支援担当	03-3578-2111	2346
	港区建築物耐震確認調査助成	補助	昭和56年6月1日以降に建築確認を受け建築された、非木造の住宅及び共同住宅	対象建築物の所有者、管理組合	50万円	6.5/10		環境・街づくり支援部 都市計画課定住支援担当	03-3578-2111	2346

# 耐震診断助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	助成制度の対象等		補助率(上限)	備考	所管行政庁 問合せ先	
				対象者の要件(所得制限、年齢制限等)	補助支払限度額			担当課	TEL 内線
新宿区	建築物等耐震化支援事業	技術者派遣	昭56年以前に建築された非木造の住宅、共同住宅。住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの	対象者の要件(所得制限、年齢制限等)			東京都建築士事務所協会新宿支部の技術者を派遣し、予備調査を無料で行う。	都市計画部地域整備課	03-5273-3829
	建築物等耐震化支援事業	補助	昭56年以前に建築された非木造の住宅、共同住宅。住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの	管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半数の承諾を得た代表者	5万円/戸 上限200万円	1/2		都市計画部地域整備課	03-5273-3829
	建築物等耐震化支援事業	補助	昭56年以降に建築された非木造の共同住宅(5階建て以上、1,000㎡以上の建築物)。住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの	管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半数の承諾を得た代表者	5万円/戸 上限200万円	1/2	検査済証の発行がなく、構造計算書のないもの。	都市計画部地域整備課	03-5273-3829
文京区	文京区建築物耐震診断助成制度	補助	昭56年以前に建築された民間の建築物ただし、違反建築物で現に是正指導を受けているものを除く		木造10万円 非木造20万円 (分譲マンション100万円)	木造4/10 非木造2/10		都市計画部建築課構造担当	03-5803-1264
台東区	安全で安心して住める建築物等への助成(耐震診断：非木造)	補助	昭56年以前に建築された非木造建築物	区民税の滞納がないこと	10万円		予備調査及び本調査を含む	都市づくり部建築課構造係	03-5246-1335
豊田区	豊田区民間建築物耐震診断助成	補助	昭56年5月31日以前に着工した建築物		木造5万円、 非木造50万円、 区分所有150万円	1/2		都市計画部建築指導課 耐震化担当	03-5608-6269 3956
江東区	民間建築物耐震改修等助成制度	補助	昭56年5月31日以前に建築された、分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物。耐火構造もしくは準耐火構造。	所有者が企業の場合は中小企業(中小企業基本法による)に限る。	150万	1/2	分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号)、民間特定建築物(耐震改修促進法第6条第1号及び第2号)	都市整備部建築調整課 建築防災担当	直03-3647-9217 2953
品川区	住宅等耐震診断支援事業	補助	昭56年6月1日以前に建築された住宅及び共同住宅(個人が所有する住宅は併用住宅を含む)	対象建築物所有者	(木造住宅)6万円 (木造共住)12万円 (非木造住宅)10万円 (マンション)150万円	1/2	協定機関(東京都建築士事務所協会品川支部)から技術者を派遣し、診断費用を助成。	まちづくり事業部建築課 耐震化促進担当	03-5742-6634

# 耐震診断助成制度一覽

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問い合わせください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	助成制度の対象等		補助率(上限)	備考	所管行政庁 問合せ先	
				対象者の要件(所得制限、年齢制限等)	補助支払限度額			担当課	TEL 内線
目黒区	目黒区建築物耐震診断助成(非木造)	補助	昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅等で建築基準法に適合	建築物所有者、管理組合(住民税・固定資産税完納者)	60万円 (分譲マンションに限り200万円)	1/2	東京都建築士事務所協会目黒支部を耐震診断機関とする。	都市整備部建築課	03-5722-9642
	大田区耐震診断・耐震改修助成事業(簡易耐震診断)	技術者派遣	木造の住宅で、2階建て以下のもの。昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの。概ね建築基準法に適合しているもの。	住宅の所有者	区が全額負担		建築士事務所の建築士のうち、あらかじめ区長が登録した者を派遣する。	まちづくり推進部建築審査課建築相談担当	03-5744-1615
大田区	大田区耐震診断・耐震改修助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	住宅を含む木造建築物10万円、非木造住宅50万円、マンションを含む非木造建築物100万円	2/3	耐震診断は、建築士事務所の建築士が行うこと。	まちづくり推進部建築審査課建築相談担当	03-5744-1615
	大田区耐震診断・耐震改修助成事業(耐震改修のための計画の策定等)	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	住宅を含む木造建築物10万円、非木造住宅50万円、マンションを含む非木造建築物100万円	2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。	まちづくり推進部建築審査課建築相談担当	03-5744-1615
世田谷区	分譲マンション・特定建築物の耐震診断	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②特定建築物、③防災上特に必要な特定建築物、④沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物。(ただし、除外建築物あり)	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	左記、対象建築物の①と②は150万円 ③と④は200万円 ⑤は300万円	2/3	特定建築物：耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物、防災上特に必要な特定建築物；耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物のうち世田谷区地域防災計画に位置付けられる後方医療機関、高齢者や幼児等が日常的に利用している施設及び震災時に重要な機能を果たす建築物等。	都市整備部建築調整課	5432-1111 2468

# 耐震診断助成制度一覽

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	所管行政庁 問合せ先		
								担当課	TEL	内線
渋谷区	建築物耐震診断助成事業	補助	昭56年5月31日以前に建築工事に着手した病院、診療所、児童福祉施設、幼稚園、心身障害者福祉施設、非木造の戸建住宅・共同住宅	対象建築物所有者	①木造20万円 ②非木造戸建住宅20万円 ③非木造共同住宅100万円 ④非木造その他100万円	①10/10 ②1/2 ③1/2 ④1/2	共同住宅は、所有者の半数以上が個人であるもの	都市整備部防災まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
中野区	非木造共同住宅耐震診断助成事業	補助	耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着手した非木造共同住宅	分譲マンション管理組合・分譲マンション以外は、建築物の所有者	750万円 (面積に応じ限度額を定める)		事業期間は平成21年3月31日まで	都市整備部建築分野 建築防災・指導担当	03-3228-5576	
杉並区	木造以外の建築物に関する耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣	昭56年5月31日以前に建築された木造以外の建物	区内に存する木造以外の建物の所有者(※分譲マンションについては管理組合代表者、法人については中小企業)	全額区が負担		耐震相談アドバイザー派遣 対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体が派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。	都市整備部建築課 建築防災係	03-3312-2111	3329
豊島区	木造以外の建築物に関する耐震診断助成(精密診断)	補助	昭56年5月31日以前に建築された木造以外の建物	区のアドバイザー派遣を受けた者で、精密診断の必要があるとの報告を受けたもの	①戸建住宅30万円 ②分譲マンション150万円 ③賃貸マンション、住宅以外75万円	①1/2 ②1/2 ③1/4	区の指定診断機関で行なった精密診断などの費用に対して助成	都市整備部建築課 建築防災係	03-3312-2111	3329
豊島区	簡易耐震診断	技術者派遣	昭56年5月31日以前に着手した木造在来軸組工法の平屋、2階建築物	管理組合の代表者	100万円	2/3	区職員による簡易耐震診断を無料でやっている	都市整備部建築指導課 許可・耐震グループ	03-3981-0590	
北区	分譲マンション耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣	昭56年5月31日以前に着手した分譲マンション	管理組合	耐震調査費100万円	1/3	耐震相談アドバイザー派遣 対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体が派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。	まちづくり部住宅課 住宅計画係	03-3908-9201	
北区	分譲マンション耐震化支援事業(簡易診断)	技術者派遣	昭56年5月31日以前に着手した分譲マンション	管理組合	全額区が負担		耐震相談アドバイザー派遣 対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体が派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。	まちづくり部住宅課 住宅計画係	03-3908-9201	

# 耐震診断助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	助成制度の対象等		備考	所管行政庁 問合せ先		
				対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額		補助率 (上限)	担当課	TEL
荒川区	分譲マンション 耐震診断事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された、地階を除く階数が3以上の建物で、診断に必要な設計図書が備わっていること	管理組合又は区分所有者の代表者	100万円	1/2	環境整備課	03-3802-3111	2825
板橋区	建築物の耐震 診断経費の助 成	補助	昭和56年5月31日以前のS・RC・SRC造のマンション、建築物(プレハブ造・軽鋼鉄骨造は除く)		200万円	2/3	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
練馬区	分譲マンション 耐震化支援事 業(耐震相談 アドバイザー 派遣)	技術 者派 遣	昭和56年5月以前に建築確認を取得した分譲マンション	管理組合			耐震相談アドバイザー派遣 対象者からの申請に応じ、アド バイザー(区で委託する団体を 派遣)が、耐震に関する調査・相 談を行う。	03-3993-1111	8531 8532
	民間建築物の 実施設計経費 助成事業	補助	木造 昭56年5月以前に建築された建築物 非木造 昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物	都市計画などにより 建築制限のある一 部の地域では、助成 対象外となる場合が あります。 住民税等を滞納して いないこと。	200万円	2/3	公共的建築物・分譲マンション、民間特定建築物	03-3993-1111	8531 8532
足立区	耐震診断助成 事業	補助	分譲の共同住宅	管理組合	100万円	50/100	区が指定した耐震診断法により実施すること	03-3880-5317	建築部副参事(耐震化 促進)耐震相談担当

# 耐震診断助成制度一覽

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	助成制度の対象等		補助率(上限)	備考	所管行政庁 問合せ先	
				対象者の要件(所得制限、年齢制限等)	補助支払限度額			担当課	TEL 内線
葛飾区	民間建築物耐震診断助成制度	補助	昭56年以前に建築された①住宅を含む木造以外の建築物および病院、学校、保育園、集会場等の公益的施設と②分譲共同住宅	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	①50万円 ②診断費用の額と区分が指定する面積区分による単価で得た額を比較しないもの	①1/3 ②2/3		都市整備部建築課 03-5654-8360	
江戸川区	耐震相談アドバイザー派遣制度	技術者派遣	昭56年5月以前に建築された3階建以上で耐火又は準耐火で①分譲マンションと②緊急輸送道路沿道建築物	①マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ②対象建築物所有者	315万円 (アドバイザーに支給)		民間の求めに応じて江戸川区が委託した耐震アドバイザー(建築士)を派遣し、分譲マンションや緊急輸送道路沿道の建築物の所有者に対し耐震化の説明および相談等を行う。	都市開発部建築指導課 03-5662-1106	2537
	分譲マンション耐震診断助成事業	補助	昭56年5月31日以前に建築確認を受けた3階建以上で耐火又は準耐火の建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	診断費用の額と区分が指定する面積区分による単価によって得た額を比較しないもの	2/3	構造計算書等、設計図書の内容を再構築費用は補助対象としない。	都市開発部建築指導課 03-5662-1106	2537
武蔵野市	民間住宅耐震診断助成制度	補助	昭56年以前に建てられた市内の民間住宅であるもの		分譲マンション50万・100万円 木造10万円 非木造20万円	2/3	分譲マンションについては構造評定機関で取得した評定書が必要。	都市整備部住宅対策課 0422-60-1905	2871
府中市	分譲マンション耐震診断助成制度	補助	昭56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、非木造の耐火(準耐火)建築物(延べ床面積1,000㎡、地上3階建以上)で、現在、半数以上の区分所有者が居住していること。他	マンション管理組合の代表者	100万円 (緊急輸送道路沿いは200万円)	2/3	原則として、市内に事務所を有し、社団法人東京都建築士事務所協会に所属する建築士により、助成期間 平成21年3月31日までの間に完了した耐震診断調査とします。	(代) 市民生活部住宅労働労働福祉係 042-364-4111 都市整備部建築指導課	2439 2670
調布市	分譲マンション耐震診断助成制度	補助	1 昭56年5月31日以前に建築確認を受け、及び工事に着手した地階を除く階数が3以上の建物で、検査済証の交付を受けていること 2 延べ面積が1000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物であること 3 一つの建物を複数の用途(テナントなど)に使用している場合は、当該建物の延べ面積の半分を超える部分に区分所有者が住所を有していること	管理組合など	100万円		1 耐震診断に要した費用(消費税を除く)を住戸総数で除し、その額に区分所有者が住所を有する住戸の数を乗じた額の2分の1相当額(千円未満切捨て) 2 区分所有者が住所を有する住戸の数に5万円を乗じた額	都市整備部住宅課 042-481-7141	



# 耐震診断助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	所管行政庁 問合せ先		
								担当課	TEL	内線
町田市	分譲マンション耐震化促進助成制度(耐震診断費用への助成)	補助	昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンション	管理組合	500万円 (助成対象経費は下記により算定) 延べ面積1000㎡以内の部分2000円/㎡ " 1000~2000㎡の部分1500円/㎡ " 2000㎡を超える部分1000円/㎡	2/3	管理組合の方からの相談を事前に御願いしている。	都市づくり部住宅課	042-709-0579	
国立市	分譲マンション耐震診断助成制度	補助	国立市内に存する耐火建築物又は準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物。耐震診断に必要な設計図書が備わっていること。	マンション管理組合であり、区分所有者の半数以上の合意を得たもの。	診断費用の3分の2を乗じて得た額又は限度額の3分の2を乗じて得た額のどちらか低い額 1,000㎡以上2,000㎡未満: 延べ面積×1,500円/㎡ 2,000㎡以上: 延べ面積×1,000円/㎡	2/3		建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当	042-576-2111	384
多摩市	多摩市非木造住宅耐震診断助成制度	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS造・RC造・SRC造の民間非木造住宅(延べ面積の過半が住宅の用途であること)	対象建築物の所有者または管理組合	一戸に付き5万円、但し、100万円を超える場合は100万円	1/2		都市環境部都市計画課	042-338-6817	2715

# 耐震改修等助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				所管行政 問合せ先			
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限 等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
東京都	東京都マンション耐震化 促進事業	区市へ補助	・耐火・準耐火構造の分譲マン ション ・延べ面積1,000㎡以上、地上3 階建以上 ・昭和56年5月31日以前に建築 されたマンション ・区市町村の補助を受けて耐震 診断を実施した結果、耐震改修 が必要と認められたもの	マンションの耐震改修 事業を実施している区 市町村	500万円/棟	設計:1/6 工事:23%×1/6~1/4	補助率は区市町村の補助額によ り別途要件あり	都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課 マンション 建替調整担当	03- 5321- 1111	30-344
			東京都緊急輸送道路沿 道建築物耐震化促進事 業 (区市町村への助成)	区市へ補助	昭和56年5月31日以前に建築さ れた緊急輸送道路沿道の建築 物で、耐震改修促進法第6条第 三号の特定建築物(規模要件等 あり)	対象建築物の耐震改 修について、都が定め る交付対象事業を行う 区市町村		1/6(大規模の建築物 の場合は低減あり)	※補助率は区市町村の補助額や国 費の額により別途要件あり。	都市整備局市街地建築 部建築企画課
千代田 区	千代田区マンション等の 耐震促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認 を受け建築されたマンションで耐 震診断の結果耐震改修が必要 と判断されたもの。	区で診断助成を受けた マンションの管理組合 等	上限23,650万円	2/3~23%の2/3	緊急輸送道路沿道及び認定により、 補助率・限度額が変動	建築指導課建築審査主 査(構造担当)	03- 3264- 2111	2824
中央区	住宅・建築物耐震改修 等支援事業	補助	昭和56年以前に建築された分譲 マンション	管理組合が申請者で あることなど	2000万円	1/2		建築課構造係	03- 3546- 5459	
文京区	住宅修築資金融資あっ せん	利子 補給	区の助成を受けた建築物耐震 診断を実施した建築物	20歳以上70歳未満	500万円	一般1.00% 特別1.50%		都市計画部住宅課	03- 5803- 1238	
	耐震改修促進助成事業	補助	昭和56年以前に建築された住宅、 共同住宅等 建築物が建築基準法に基づき道 路に突出していないこと	区内に対象建築物を 所有する個人等	①上限100万円(木造) ②上限300万円(非木 造)	1/2	①については、区内の準防火地域 内が対象 ②については、区内全域が対象	都市計画部地域整備課	03- 5803- 1374	

# 耐震改修等助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限 等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
江東区	民間建築物耐震改修等 助成制度	補助	昭56年5月31日以前に建築され た、分譲・賃貸マンション、緊急 輸送道路沿道建築物、民間特定 建築物。耐火構造もしくは準耐火 構造。指定機関の評価を受け、 耐震改修促進法の認定を取った もの。	所有者が企業の場合 は中小企業(中小企業 基本法による)に限る。	1000万	1/2	分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路 沿道建築物(耐震改修促進法第6条 第3号)、民間特定建物(耐震改修促 進法第6条第1号及び第2号)	都市整備部建築調整課 建築防災担当	直03- 3647- 9217	2953
	住宅修築資金融資あっ せん	融資 あっ せん	自己所有の住宅	区内居住年数 区民税金納 連帯保証人	500万円	(利子補給なし)	区民が住宅の修築を行うとする場 合、自己資金だけでは修築が困難 な方に対して、区が金融機関に融資 のあっ旋を行う。	都市整備部住宅課 住宅指導係	直03- 3647- 9473	2994
	マンション共用部分リ フォーム支援利子補給 制度	利子 補給	住宅金融支援機構のマンション リフォームローンを受けて共用 部分等の修繕を行う江東区内 の民間共同住宅	対象建築物の管理組 合、賃貸オーナー		1.50%	住宅金融公庫の融資の1.0%(耐震改 修工事の場合1.5%)相当分を区が5 年間助成する。			
品川区	住宅修築資金融資貸付	利子 補給	自己が居住する住宅	区内在住 満20歳以上 前年度所得1200万円 以下	1000万円	1.00%	区が金融機関へ融資あっせんをし、 区が利子補給の一部を補填 自宅のリフォーム・増改築も利用可。 信用保証料を一括払いした場合に のみ区が信用保証料の1/2を助成す る。	まちづくり事業部住宅課 住宅住宅運営係	03- 5742- 6776	
	品川区住宅等耐震改 修・建替え工事支援事 業	補助	区の耐震診断助成を受け、耐震 改修等が必要と判定されたもの (耐震改修は区内全域が助成対 象。建替えは整備地域・新防火 地域のみ助成対象)	対象建築物の所有者 (共有の場合は代表 者)	木住・建替え:75万円。 木共住:300万円。 非木住:100万円	木住・建替え:1/2。木 共住・非木住:1/3	・建築基準法の規定に適合するもの ・耐震診断の結果、耐震改修等を必 要とするもの	まちづくり事業部建築課 耐震化促進担当	03- 5742- 6634	
目黒区	目黒区建築物耐震改修 助成 (非木造)	補助	目黒区建築物耐震診断助成要 綱に基づく耐震診断を受け、耐 震基準に満たない診断された 建築物	対象建築物の所有者 (法人含む)または区 分所有建築物の代表 者(住民税・固定資産 税完納)	150万円	30%	耐震基準に満たない建築物を耐震 基準以上に引き上げる工事を対象と する。	都市整備部建築課	03- 5722- 9642	

# 耐震改修等助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限 等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
大田区	大田区耐震診断・耐震改修助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は、中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	木造住宅100万円、非木造住宅150万円、マンションを含む非木造の建築物350万円	23%の2/3 + 一律50万円	区の耐震診断助成を受けた建築物。構造耐震指標が、木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上となる耐震改修工事であること。	まちづくり推進部建築審査課建築相談担当	03-5744-1615	
	住宅修築資金融資あっせん制度(資金貸付)	資金貸付	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、大田区耐震診断助成を受け、耐震改修助成を受けられなかった住宅	①前年所得額が1000万円以内 ②年間返済額の4倍以上の収入があること。③住民税の滞納が無いこと。	修繕: 450万円	全額利子補給	区が金融機関(協定締結金融機関)への融資のあっせんを行う。	まちづくり推進部住宅課 住宅担当	03-5744-1343	
世田谷区	住宅・建築物の耐震計画・設計助成	補助	区で実施している住宅・建築物耐震診断助成金交付要綱または、世田谷区建築物耐震診断助成要綱に基づく助成を受け診断した結果、耐震性が劣ると判定された建築物、かつ、原則として検査済証の交付を受けたもので、①から④のいずれにも該当するもの。(ただし、除外建築物あり) ①非木造住宅または建築物 ②建築物 ③耐震改修促進法第8条に定める建築物の耐震改修の計画の認定(評定を含む)を受けけるものであること、④構造耐震指標Is値が0.6以上相当する計画・設計、工事を行うこと。	同上	非木造住宅は100万円 防災上特に重要な建築物は150万円	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468
	住宅・建築物の耐震改修工事助成	補助	上記、耐震計画・設計助成を受けていること	同上	非木造住宅は200万円 防災上特に重要な建築物は400万円	2/3			03-5432-1111	2468

# 耐震改修等助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	助成制度の対象等			所管行政庁 問合せ先			
				対象者の要件 (所得制限、年齢制限 等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
世田谷区	分譲マンション・特定建築物の耐震改修計画・設計助成	補助	区で実施している分譲マンション・特定建築物耐震診断助成を受け診断した結果、①構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定された建築物で②建築基準法の規定に適合し、③耐火建築物または準耐火建築物で④原則、検査済証を取得し⑤震改修促進法第8条に定める建築物の耐震改修の計画の認定(評定を含む)を受けているもの。	同上	分譲マンション・特定建築物は150万円 防災上特に重要な特定建築物と沿道耐震化道路沿いの分譲マンションは200万円 緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物は300万円	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468
			上記、耐震計画・設計助成をうけていること	同上	①分譲マンションは2000万円 ②特定建築物は1000万円 ③防災上特に重要な特定建築物6,000万円 ④沿道耐震化道路沿いの分譲マンション3,000万円 ⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物は6,000万円	①～③は工事に要する費用に23%を乗じて得た額の2/3 ④は工事に要する費用に50%を乗じて得た額の2/3 ⑤は工事に要する費用の2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-1111	2468
渋谷区	住宅修築資金融資あつせん事業	利子補給	申込入又は、同居する親族の所有する家屋	区内1年以上居住・償還完了時の年齢が75歳未満・十分な返済能力	500万円	2.10%		都市整備部都市計画課	03-3463-2619	
			①昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した分譲マンション ②耐震診断を受けている ③耐震診断に基づく耐震補強工事を行う	共同住宅の管理組合 法人、又は、区分所有者の団体の代表	500万円×共同住宅戸数、又は、5000万円のいずれか低い方	2.10%		都市整備部都市計画課	03-3463-2619	
杉並区	非木造住宅住宅耐震改修助成			区の「精密診断」を受けている管理組合	200万円	1/2	分譲の共同住宅	都市整備部住宅課住宅施策推進係	03-3312-2111	3532
杉並区	住宅修築資金融資あつせん制度	利子補給	住宅	区内居住1年以上、所得100万円以上、1200万円未満、年齢20歳以上返済完了時70歳未満、他	500万円	1.12%	区と契約する金融機関に融資のあつせんを行い、区は融資実行後金融機関に対して利子補給をする。	都市整備部住宅課住宅施策推進係	03-3312-2111	3532

# 耐震改修等助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限 等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
北区	北区住まい改修支援事業	利子補給			600万円	2.00%	区が金融機関へ融資を幹旋し、融資を受けた人に対して利子の一部を補給する。自宅の修築についても利用可。	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区マンション耐震化支援事業	補助	昭56年5月31日以前に建築された分譲マンション	戸数の半数以上の区分所有者が居住していること	2000万円	1/3	促進法に基づく認定を受けていること。	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
練馬区	民間建築物の耐震改修工事助成事業	補助	木造	都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合がある。	3000万円	1/2	公共的建築物	都市整備部 建築課 建築安全係	03-3993-1111	8531 8532
			昭56年5月以前に建築された建築物		6000万円	1/2	後方医療機関等			
			非木造	昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物	2000万円	1/3	分譲マンション			
					1000万円	1/6	民間特定建築物			
足立区	分譲マンション耐震改修工事助成	補助	足立区耐震診断助成を受けたもののうち補強が必要と判断された分譲マンション	耐震改修計画について、評定を取得したものの	1000万円	1/3	現在の耐震基準に適合させるための耐震改修であること	建築部副参事(耐震化促進)耐震促進担当	03-3880-5317	
	住宅非主要構造部耐震工事助成	補助	家具の転倒防止器具、ガラスの飛散防止フィルム、ブロック塀の補強工事(材料費のみは不可)	区内に1年以上居住していること、特別区民税を滞納していないこと	2万円		65歳以上のみの世帯または重度身体障害者(下肢や体幹に係る機能障害の程度が3級以上の方)を含む世帯	建築部副参事(耐震化促進)耐震促進担当	03-3880-5317	

# 耐震改修等助成制度一覧

平成20年9月現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	助成制度の対象等			備考	所管行政庁 問合せ先	
					補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	内線		担当課	TEL
江戸川区	分譲マンション耐震改修設計助成事業	補助	分譲マンション耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(1s値が0.6未満)と診断された建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	耐震改修設計費用と区分が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	耐震改修設計を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	分譲マンション耐震改修工事助成事業	補助	分譲マンション耐震改修設計助成事業で耐震改修設計が完了している建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	耐震改修工事費用と当該限度額単価と当該マンションの延べ面積を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額(限度額:50万円/戸当たり、限度額単価:47,300円)	助成対象経費の15.2%	耐震改修工事を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修設計助成事業	補助	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業で耐震診断を行い、耐震改修工事が必要(1s値が0.6未満)と診断された建物	緊急輸送道路沿道建築物所有者	耐震改修設計費用と区分が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	2/3	建築物の高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
武蔵野市	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成事業	補助	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修設計が完了している建物の区分民が自ら居住している建物	マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	①床面積5,000㎡まで ②床面積5,000㎡を超え10,000㎡まで	助成対象費の ①2/3 ②1/3	耐震改修工事を行うことについて、居住者の3/4の同意がなされたもの	都市開発部建築指導課 構造係	03-5662-1106	2537
	民間住宅耐震改修助成制度	補助	市の民間住宅耐震診断助成要綱に基づく耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められた住宅。ただし、賃貸住宅で非木造は対象外		分譲マンション戸数×10万円(上限300万円) 木造50万円 非木造50万円	3/10 1/2	建替えも対象。	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2871
町田市	分譲マンション耐震化促進助成制度	補助	昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンション(詳細は、市担当課まで)	管理組合	①21,000円/回(診断3回、設計3回を上限) ②500万円を上限	② 助成対象経費の2/3	管理組合の方からの相談を事前に御願している。		042-709-0579	
	①アドバイザー派遣	補助								
	②耐震改修設計費助成	補助								
	③耐震改修工事費助成	補助								

マンション再生支援調査  
報告書

発行年月 平成21年3月

発行 財団法人まちみらい千代田  
〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-2-1  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL: 03-3233-7555  
FAX: 03-3233-7557

調査協力 株式会社ラウム計画設計研究所  
〒102-0083  
東京都千代田区麴町3-2-4  
麴町HFビル4階  
TEL: 03-3262-7325  
FAX: 03-3262-7389